土木森林環境委員会会議録

日時 平成21年10月6日(火) 開会時間 午前10時04分

閉会時間 午後 5時50分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機

副委員長 石井 脩德

委員 中村 正則 木村 富貴子 内田 健 中込 博文

河西 敏郎 小越 智子

委員欠席者 森屋 宏

説明のため出席した者

森林環境部長 小林勝己 林務長 前山堅二 森林環境部理事 榊原章男

森林環境部次長 宮島 茂 森林環境部次長 山本正彦

森林環境部技監 石山利男 森林環境部技監 渡邉晴夫

森林環境総務課長 望月洋一 環境創造課長 小野 浩

大気水質保全課長 時田寛幸 環境整備課長 橘田 恭

みどり自然課長 神津孝正 森林整備課長 宇野聡夫 林業振興課長 安富芳森

県有林課長 佐野克己 治山林道課長 深沢 武

県土整備部長 下田五郎 理事 宮田文夫 県土整備部次長 広瀬 猛

県土整備部技監 河西邦夫 県土整備部技監 小池一男

総括技術審査監 伊藤 守 県土整備総務課長 吉澤 公博

美しい県土づくり推進室長 野田祥司 建設業対策室長 斉藤倍造

用地課長 望月 剛 技術管理課長 井上和司 道路整備課長 上田 仁

高速道路推進室長 野中 均 道路管理課長 川崎英美 治水課長 樋川和芳

砂防課長 望月 実 都市計画課長 河西秀樹 下水道課長 小野邦弘

建築住宅課長 和田健一 営繕課長 末木正文

議題 第97号 山梨県グリーンニューディール基金条例制定の件

第99号 山梨県手数料条例中改正の件

第104号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会

関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第

3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

第105号 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

第107号 平成21年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

第109号 契約締結の件

第110号 契約締結の件

第111号 変更契約締結の件

請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

請願第21-9号 明野処分場の操業停止を求めることについて

議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。 審査の結果

また、 請願第 21-9 号は不採択すべきもの、 請願第 20-11 号は継続審査すべきもの

と決定した。

審査の概要 午前10時4分から午後2時36分まで森林環境部関係(午後0時25分から午

後1時30分まで休憩をはさんだ入午後3時3分から午後5時50分まで県土整備

部関係(午後4時34分から午後5時25分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

山梨県グリーンニューディール基金条例制定の件 第97号

なし 質疑

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第99号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑

(土壌汚染の事例について)

木村委員 山梨県内でも、土壌汚染というのは今までに例があったのか、また、概要につ

いて教えてください。

時田大気水質保全課長 有害物質を使用していた工場等が廃止された場合に、当該土地所有者が土 壌汚染状況を調査し、知事に報告することが規定されております。知事は、調査 の結果、基準を超過する土壌汚染が判明したときは、土壌汚染対策法に基づきま

して、指定区域を指定しております。

平成20年に指定区域を指定して以来、5カ所を指定区域として指定しており まして、そのうち3カ所につきましては汚染土壌の除去がもう既に終わりまして、

その指定を解除しております。

木村委員 具体的にどういう会社だったのか。

時田大気水質保全課長 5カ所指定しておりますが、個々に説明をさせていただきます。

1番目から説明しますと、昭和町のエアコン部品の製造工場で、平成20年2 月14日に指定をしておりまして、汚染土壌の除去が行われましたので、平成2 0年5月29日に解除しております。

次に、都留市の木材の防腐処理をしている工場ですが、平成20年2月に指定 しておりまして、当事業所については指定区域への立入禁止、それからコンクリ ート舗装を実施しております。

次に、大月市猿橋になりますが、光学レンズの製造工場ですが、平成20年5 月に指定をしておりまして、汚染土壌の除去が行われましたので、平成20年1 2月に解除しております。

次に、都留市の機械部品の製造工場ですが、平成20年8月に指定をしており まして、ここについても汚染土壌の除去が行われたところから、平成20年12 月に指定区域の解除をしております。

それから、今年度になりますが、西桂の機械部品製造工場、これが今年度7月 6日に指定をしておりまして、現在観測井戸による地下水のモニタリングを実施 することとしているという状況です。

以上5カ所が現在までに汚染が判明して、指定した区域の状況であります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第104号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会 関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3 条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(県産材需要活性化事業について)

内田委員

森の8ページですけども、臨の県産材需要活性化事業費で、木造の公共施設に、 これは国庫補助だと思うのですが、2分の1の補助を出すということだけども、 木造建造物ということだから、その軀体の柱、構造材は当然県産材を使うと思う んだけども、そういう条件、それから、どのぐらいの割合で県産材を使うのかを 教えてください。

安富林業振興課長 木造公共施設整備につきましては、構造材の50%以上は木材を使うというこ とになっております。

内田委員 県産材ということでしょう。

安富林業振興課長 はい。地域材というような意味合いですから、例えば特別なものがあって、県 内で加工できないもの、例えば防腐処理など特別な加工をするものは県外へ持っ ていって加工して、県内に持ってきてもいいということになっています。いずれ にしても、地域材という表現を使っていますけれども、50%以上使っていただ < .

> それから、それ以上何%使っていただくかということに関してましては、でき るだけ多くということで指導はしております。

内田委員

この事業、臨とあるが、私は市町村のレベルでは、前にもこういう事業はたし かあったような気がするんだけども、県産材という定義でいいんでしょう。

地域材というと、わからない。きのうの地産地消と同じような議論になってく るんだけども、どうも我々にとってみると、その定義がわからない。

ここで県産材と言っていて、県産材の需要拡大を図るということが目的なのだ から、まずはその県産材ということの定義をしっかりしてもらわないと理解でき ないので、それをまず聞きたい。

安富林業振興課長 県産材は、県内で生産された木材ということですが、先ほど、部分によっては 特別なものがあるということで、そういう説明をしましたけれども、原則として 県産材を使っていただくことになっています。

内田委員 そうすると、ラベリングがあるかないかということはまた別ということですね、 FSCは別ということですよね。ラベルでずっと県産材を通してきているという 縛りはないということでいいですね。

安富林業振興課長 県産材を証明する方法としてラベリングという制度がありまして、証明してい ただくにはそのラベリング材を使っていただくということです。

> それと、もう一つ、FSCという認定の制度がありますけれども、それは、出 てくる森林、本県の場合は県有林ですけれども、適正に管理された森林から出て きているという証明を1つつくりまして、それを流通させていく過程の事業者も、 流通させるCOCという認証を取り、最後まで適正に管理された森林から利用ま でを一貫してというシステムになっております。

> FSCは特に、外部といいますか、認定する機関はありますけれども、いわゆ るラベリング事業というものは、県のほうで適正に流通させる事業者を認定して、 山から使うところまで伝票によって管理をして、確かに県産材だということを証 明するという仕組みになっています。

内田委員

その辺はわかりました。

それで、先ほどの答弁の後半のほうの部分ですが、構造材については基本的に 50%以上ということですね。それ以外についてはできるだけという答弁だった けども、これがまた非常に抽象的で、できるだけということは2%でもいいのか、 それしかできなかったらそれでもいいのかという問題になり、その辺もやはりあ る程度は常識的に考えて、基準というのはあるんでしょう。

安富林業振興課長 最低限の構造材の50%という基準はありますけれども、それ以上、なるべく 使ってもらうという指導しか、今のところはしておりません。

内田委員

我々のような素人みたいな人にとってみると、県産材の活用ということを考え たときに、木造というから、当然、構造材に使うのはわかるんだけども、私は、 公共の建物をつくるときに木造でつくるのであれば、中に使う床材だとか、ある いは天井や壁というものに、県産材を使ってもらいたいと思うじゃないですか。

そこのところに規制がないという、その辺も何となく解せないなというか、本 当に県産材というものをPRしたいのであれば、そこのところにも私は入れるべ きだと思うのだけども、それは現実にはできないということなんですか。

それとも、何が原因なのですか、できるだけという表現を使うということは。 さっき私が言った、できるだけということは、2%でも、これしかできませんで したといったら、それで通るということでしょう。規制はないのですか。

安富林業振興課長 木造公共施設につきましては、例えばフローリングや、それから腰板など、1~ ろんな部材がありまして、それごとに何%という基準をつくるのは難しいところ があります。それで、表現としてはそのような状況になっていますけれども、内 容の審査なりをするときには、ここにも使えるのではないかということで、指導 をしている状況です。

内田委員

例えば新しい学校が出来て、その竣工式に招かれて行って中を見せてもらった ときに、公共施設の中に入って、まず木の香りがしてくるというのが一番いい。 これは人間だれしもそうだと思う。床や天井だとか壁材に、やはり県産材を使っ てもらいたいと思うのはわかるでしょう。

もう少し前向きに、国が2分の1補助するから、何も規制がないから構造材だ けでいいやということではなくて、山梨県はそうでなくても森林県だと言ってい るわけじゃないですか。80%、78%が森林であり、県産材の活用というのは まさに大命題なんですよね。

そういうものを進めていくには、ほかの県はやっていなくても、やっていくというものを見せてもらいたいと思うんですよ。だから、ぜひ私は取り組んでもらいたいのだけども、林務長からぜひその辺、いかがですか。

前山林務長

今、委員からどういう課題があってできないかというお話がありましたが、先 ほど課長のほうから素材が出てという話の中で、よく川上から川下までと申しま すけれども、率直に申し上げまして、山梨県の場合、なかなか山から出てきた木 を製材所で加工させて、乾燥させてということが弱い部分であった。それは、県 の流通加工部門をどう組織化させるか、ということともかかわってくるわけです けども、なかなか私たちの思いと、それから、施工する側の思いもあったりする ときに、どういう製品が部材として使われるのかということがあるわけですから、 委員御指摘のようなことが出てくるわけです。

山梨県に木材協同組合連合会というのがございましたけれども、それは素材の部分を、県有林材を中心にどう流通させていくかという組合であったわけです。やはり、今御指摘がありましたように、加工、それから流通の部分をどう強化していくのかということにつきまして、新しく木材協会を立ち上げて、施工をする人たち、あるいは住宅を建てられる人たちのニーズも含めて検討する組織を、今立ち上げたところですので、ぜひ、そういったことの中で進めてまいりたいと考えております。

(緊急雇用創出事業について)

小越委員

今回、森林環境部関係で緊急雇用が何件かあるんですけども、それぞれ何人雇用されて、金額、月給はお幾らなのか、御説明いただきたいと思います。

望月森林環境総務課長 今回の緊急雇用が6件ございまして、トータルの雇用予定数が26名になっております。

小越委員それぞれわからないのですか。

望月森林環境総務課長 まず、環境創造課の地球温暖化の関係で2名、環境整備課の産業廃棄物収集運搬事業で2名、森林整備課の林野火災防止の巡回で8名、林業振興課の林業・木材資料緊急整備事業で1名を予定しております。また、県有林課の県有林内の緊急安全確保事業で8名、治山林道課の保安林許可情報緊急整備事業で5名のトータル26名となっております。

個々にどの程度の賃金で雇ったかというのは、ちょっとわかりません。

小野環境創造課長 環境創造課では、臨時雇用2人、臨時職員を確保する予定としておりますが、 単価につきましては7,400円程度。これは県の臨時職員の要綱に基づく単価 で、現状は7,400円程度を予定しております。

小越委員 みんなそうですかね。

小野環境創造課長 多分そうだと思います。

安富林業振興課長 林業振興課関係も同様で、県の臨時職員の日額で1名雇用することになっております。

佐野県有林課長 県有林課の部分につきましては、現地での作業等になりますので、二省協定の

軽作業員の賃金単価を採用しておりまして、日額1万600円を予定しております。

橘田環境整備課長 環境整備課につきましても2名の雇用を予定しておりまして、単価につきましては先ほどの単価と同一でございます。

宇野森林整備課長 森林整備課分の山火事の関係でございますが、こちらも先ほどと同様に、県の 単価で7,400円程度です。

深沢治山林道課長 治山林道課で雇用を予定しております単価は7,400円程度でございます。

小越委員 7,400円で、若干、現地の労働状況によって1万とかもあるのですが、緊急雇用ですので、雇われる月数は何カ月なのでしょうか、半年、1カ月、2カ月、あると思うのですが。

小野環境創造課長 私どもの課で予定しているのは、議会明けからということで、5カ月を予定しております。

橘田環境整備課長 環境整備課では、12月から3月までの4カ月ということで予定をしております。

宇野森林整備課長 山火事防止の関係ございますが、山火事の多い12月から3月にかけての4カ 月間を予定しております。

安富林業振興課長 林業振興課関係では、議会明けということで、御承認いただきました 1 1 月から 3 月までを予定しております。

佐野県有林課長 県有林課部分につきましては、議会明けから、実際の現地作業等がある時期も ございますので、年内いっぱいということで考えております。12月まで2カ月 強ぐらいになるかと思います。

深沢治山林道課長 治山林道課関係では、今回議会で御承認いただいた後、3月までを予定しております。

小越委員 日額は県の基準に合わせるんですけど、月数がこの3月まで、あるいは2カ月というのもありまして、本当にこれが雇用に結びつくのかなと思っている次第です。ここの課だけでは、ないのですが、改めてそれがわかったと思っています。 (森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金について)

もう一つ、森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金について。総務課と、それから、森林整備課、林業振興課にわたっているのですが、具体的にどこに幾ら使うのか。

件数ではなくて、どれに幾ら使うのか。例えばこの林業振興課ですと2億9,000万について、先ほどは件数をおっしゃったのですが、そのそれぞれ内訳を、 幾らどこに使うのか、一覧があると思うので、教えてもらいたいです。

安富林業振興課長 林業振興課関係の事業ですけれども、これは先ほど言いましたけれども3件、3事業者で、高性能林業機械を4台導入することになっております。予算の内訳は3,240万円になります。

それから、木材加工流通施設等の整備ということで、これは、1事業者がバイオマス関係のチップの保管庫を1棟建てることになっておりまして、これが1,000万円です。

それから、木造公共施設等の整備ということで、地域の公会堂や、保育所、放課後の保育施設などが9件ございまして、2億2,860万円。

それから、間伐材安定供給コスト支援ということで、間伐材を搬出してバイオマス等に利用するために、その搬出経費を支援するもので、2事業者で1,530万円。

それから、地域材利用開発支援ということですが、新たな地域材の利用法を開発しまして、その普及と地域材の利用の増大を図るという、一部試験研究的なものも入って、プラスそれを売っていく事業になりますけれども、これが1件で380万円。このような内訳になっております。

宇野森林整備課長 前後して申しわけございません。

森林整備課分、森の7ページの8,980万円の内訳について御説明申し上げます。

まず、メニューの1つには間伐がございます。

間伐につきましては今年度、190ヘクタール、4,750万円ほどを予定しています。事業主体は11ほどです。

次に、林内路網整備としまして、作業道等の整備でございます。

合計で延長が1,500メートル、960万円で、事業主体は5つほど現在予定しております。

もう一つ、3つ目のメニューで森林境界の明確化というものがございますが、26ヘクタール余りで、事業費は120万円ほど、事業主体は2つとなっております。

最後のメニューで、里山対策というものがございます。

こちらは、侵入竹の除去や森林病害虫対策、あるいは広葉樹の再生といったもので、面積が32ヘクタール、森林病害虫の防除材積が600立方メートルで、事業費が3,150万円ほど、事業主体が6事業主体という形で予定をしています。

望月森林環境総務課長 総務課の関係ですが、森林整備加速化・林業再生基金事業の補助金で1件ですが、中身としましては、木材利用に関するフォーラムの開催や、県産材フェアの参加、各種の調査研究などを行っており、協議会の活動でございます。

小越委員

この基金は、今回14億積んで、さきの6月議会で5億積んだので、全部で19億積まれると思います。その中で3年間ということですが、今回この3つで大体3億9,000万ですかね。そのうち一番大きいのが林業振興課の補助金で、中でも林業振興なのですが、公共施設のところに2億5,000万、ここが一番大きいですね。

先ほど川下の振興もあったのですが、間伐ですとか路網整備などの森林整備よりも、林業振興のほうが予算が大きいのですけど、これはどうしてなんですか。

宇野森林整備課長 まず、森林整備の観点から御説明させていただきます。

森林整備の場合は、実施時期といったものもございますので、今回、補正予算では今年度に執行できるものとしまして、8,900万円ほどになっております。 なお、先ほど基金総額が19億円ございましたが、全体額の中で、このうち7

億円を間伐に充てていきたいと考えておりますので、次年度以降、基金の使い道

- 7 -

については、森林整備についてももう少し大きい額を積む予定にしていきたいと 考えております。

小越委員

そうしますと、19億のうち7億は間伐にぜひ充てたいと。残り12億あるん です。そうしますと、今までの御説明にあった公共施設整備2億5,000万の ようなところに、お金が今度、12億、ほとんど行くということでしょうか。

宇野森林整備課長 申しわけございません。若干説明が不足しましたが、7億円について間伐に充 てると申し上げましたのは、先ほど申し上げました間伐以外の、例えば里山林の 整備ですとか路網整備というものは、その7億円に含まれておりませんので、残 りの12億のうち、どのくらいの規模になるかということは、今後検討が必要か と思いますが、林内路網整備や境界の明確化、里山対策といった森林整備に、残 りの12億のうち幾らかを充てていくことになっております。

小越委員

先ほどの県産材事業は、韮崎市とありますけど、この事業と先ほどの保育園な どに9件というのは、目的は同じということですよね。ただ、出どころが違うの ですけども、この組み替えというのはできるのでしょうか。

安富林業振興課長

今の御質問にお答えしますけれども、その前に、林業振興課分の割り振りにつ いての考え方を説明したいと思います。

まず、先ほど森林整備課長のほうから説明があった、間伐等の森林整備にお金 を使います。その残った分で、川下対策といいますか、木材産業のほうへ使って いきます。

そういう流れになっておりまして、私の課の担当している予算の中で、高性能 林業機械の整備や間伐材の流通の支援など、林業に結びつくものは優先的に採択 するという考え方で、効果が副次的になるものもありますので、残ったもので木 造公共施設をやっていくという考え方で割り振りをしてございます。

そして、なぜ木造公共施設整備がふえているのかということですが、間伐など 実施するには、それなりに事前の調査などが必要なわけですけれども、木造公共 施設整備の主なものにつきましては、市町村等がこれまで計画をしようとしてい たものを、この事業が出たことで、これに乗りかえるというものが多いので、希 望がたくさん出たという状況にあります。

それから、下のほうの韮崎市との組み替えはできないかということですけども、 韮崎市のこの事業につきましても、国のほうに従来から、森林・林業・木材産業 づくり交付金という事業がございまして、その中のメニューであります。これも 今回まだ余裕があるということで打診がありまして、それを使っていくことにし たものです。

実は、この基金事業につきましては、従来からあります森林・林業・木材産業 づくり交付金事業という、昔で言いますと林構事業(林業構造改善事業)のメニ ューがたくさんあるわけですけれども、そのメニューをほぼ同じように移して、 事業主体をちょっと広くするとか、使いやすいようにということでできたもので すので、たまたま木造公共施設整備ですとどちらを使っても同じようなものがで きるということで、そこは韮崎市さんの事情で、こちらを使ったのだろうと思っ ております。

小越委員

この基金は、新聞報道によりますと、新政権のもとで、凍結の可能性も出てい る基金だと思うんです。

先日ニュースでやっていましたけど、この基金を当て込んで、長野県のとある

ところでは助産所をつくる予定が、この木造公共施設等整備だと思うのですが、 それが来なくなるので助産所がつくれなくなるとテレビでも言っていましたけ ども、今度はこの 9 億で保育所をつくることが、この基金がもし凍結されたら保 育所ができなくなるということですか。

安富林業振興課長

従来からあります交付金事業に乗りかえるということはできると思われますけれども、従来の交付金事業におきましては、保育所のようなところ、社会福祉施設などは、内装に限られておりまして、今回の基金事業だと本体そのものができるということで、ちょっと広くなっているわけです。

ですから、新設するということは難しくなろうかと思いますけれども、木質内 装、例えば壁や床を木材でやるということは、従来からの交付金事業でも可能で す。

小越委員

内装代だけに9件で2億は、そんなにかかるのかなという気がするのですけど。 本来は、やはり森林整備、川上も含めてやる基金だと思うんです。それを何と なく公共施設に転嫁されていくようなことでは困るなという気がします。

2億5,000万で、今回のこの補助金では一番大きいんですよね。先ほど5割とおっしゃいましたけども、5割で本当にいくのか、内装代だけではどうなのかなという気もするのですが。

本来、森林整備のためにこの補助金はしっかり使ってもらいたいし、これで保育所ができないのでは困りますし、それはこの課ではないですけども、ほかのところにしっかり充ててもらわないと、この基金を当て込んで、何でも大きい箱をつくるというのは困るなと思います。

以上です。

(森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金について)

木村委員

ちょっとだけ教えていただきたい。

今の話のですけれども、森の7ページの造林費は、民有林ということでよろしいんですね。

宇野森林整備課長 これにつきましては、今回の補正予算の中で基金事業がございました関係で、 造林費のほうにつきましては県有林のほうになります。

木村委員 ここには森林境界の明確化とあるのですけれども、私はこれがあったので民有 林かなと思ったのですが。

宇野森林整備課長 大変失礼しました。私が誤解しまして、今お話は、森林整備加速化基金事業の ほうでございますね、下の丸の。こちらについては民有林で、上が県有林です。

木村委員

山梨県の国有林、県有林、民有林の中で、大体どのくらいわからないところがあって、今回国から来るお金でどのくらいを整理しようとなさっているのですか。 そうすると、残りがどのくらいあるかということになるんです。

宇野森林整備課長 予算額的にということですか。

木村委員 いえ、山梨県として、今回どのくらいの対策ができるのか、まだ、残りがある のか、全部終わるのか。 宇野森林整備課長 間伐等を。

木村委員 間伐ではなく、境界の明確化について。

宇野森林整備課長 どのくらいの境界が不明確であるかは、ちょっと我々が押さえていないところがございまして、事業を実施するときに境界が不明であるところを随時実施していく形で実施させていただいております。

木村委員 膨大な量ですから大変なことだと思うんですけれども、きちんと整理していく ことは大切なことだと思っています。

(不法投棄防止対策事業費について)

森の5ページの不法投棄防止対策事業費で、先ほど不適正な廃棄物対策で、生活環境の保全を図るために、廃棄物の崩落防止措置を行うということでしたが、この場所について。

橘田環境整備課長 大月市の猿橋町地内でございます。

木村委員 須玉町の日向はもう代執行で終わっているということですかね。

橘田環境整備課長 そうでございます。

木村委員 どうしても問題が出てからということになり、後追いになるのですが、山梨県内にこういうところがどのくらいあって、どうなのかという状況だけ教えていただきたいと思います。

橘田環境整備課長 不法投棄ということで、常に監視をしている場所が県内に60カ所ほどございます。

木村委員 60カ所あって、今回は崩落の危険性があるということで大月の猿橋ですけれ ども、既に終わったところ、それから危険なところ、大丈夫だろうとか、区分け ができているのですか。

橘田環境整備課長 代執行で不法投棄を撤去するのは、今回のこれが4件目になります。

6 0 カ所とお話をしましたのは、ごみがごみを呼ぶということではございませんが、規模的には小規模なものでありましても、そのような状況がございますので、常に監視をしながらやっています。

その中で投棄者がわかっているものもございますので、それは投棄者に対して 撤去を指導して、順次少しずつでも片づけを行っているところもあるという状況 でございます。

(林内路網整備について)

石井委員 森林環境部では、当初予算から非常に積極的な予算を組まれているわけでございます。

こうした中で、今、非常に大きな問題となっている地球温暖化、環境問題があるわけでございますけども、特に環境創造課でつくられた臨は、環境日本一やまなしづくりということで、積極的に予算化しながら取り組もうという姿勢がうかがえるわけです。今回の予算の中でいるいる総合して考えますと、地球温暖化防止のための森林吸収源としての人工林を対象とした森林整備が、非常に重要視さ

れてくるのではないかと思っています。

そういった中で、間伐を積極的に推進していることが予算の中からうかがえるわけなのですが、私は県東部に属するわけで、80から85%が山林である。それで、もう一つ、首都圏の源流地でもありますので、水源の涵養や森林の公益的な機能を発揮するため、今後も積極的に間伐を進めていっていただきたいと思っています。

こうした中で、地域の活性化などのためにも、間伐材を積極的に活用することが必要であろうかと思います。

そこで、作業道、いわゆる路網、これの整備等の予算も計上されておりまして、 先ほど来話がありますけれども、作業道の必要性というのは不可欠であると思い ますので、整備状況はどうなっているか、これらについて伺いたいと思います。

宇野森林整備課長

今、委員からお話のありました作業道整備ということですが、間伐等を推進していくためには、間伐材の搬出等にも使われますので、作業道の整備が必要不可欠だということで、今回の予算、先ほど御説明申しました基金事業の中でも作業道の整備を予定しております。

これまで県でも、作業道整備ということでマニュアルを作成したり、あるいは 作業道を作成する指導者等の育成などを行っているところでございます。

今後、先ほど予算の中で御説明しました基金事業の中でも作業道整備を行うということで、積極的な作業道の整備を進めていきたいと考えております。

石井委員

先ほど小越委員からもお話がありましたが、大変厳しい財源であろうかと思います。そういった中で、今回の補正の基金事業では、作業道の整備は林業の間伐等を生かす、その材料を生かすという意味からも、非常に重要であろうかと思いますけども、具体的にお話があった路網、作業道の単価について、非常に安いという話が出ており、もう少し見直しができるのかどうかについて、少しお話を聞かせてください。

宇野森林整備課長

基金事業の事業予定について 1,5 0 0 メートルという御説明をさせていただきましたが、基金事業の中では 3 つの作業道区分が設けられまして、それぞれ規格に応じた単価設定ということで、定額助成の仕組みが設けられているところでございます。

そちらの単価につきましては全国一律で設定されたということもございまして、地域によっては地形が急峻であったりするので、地形を考慮した単価設定を求める声も聞こえて、こちらのほうにも要望が出されている状況でございます。

今回の事業につきましては国からの指定された単価で進めざるを得ないというところもございますが、今後、地域の要望を踏まえた単価設定を国に要望したり、そういった地域の声を反映した事業となるように努めていきたいと考えております。

石井委員

よろしくお願いしたいと思います。

実は、山林の状況によって、その道路の設置については厳しいものがあろうかと思います。特に郡内地域は急峻であり、また、山林も多い。地域の活性化にもかかわってくることでありますから、できるだけ森林整備を充実していく中では、助成についても現状といいますか、地域の方々の声もしっかりと聞いていただいて、反映できるような方向でお願いしたいと思います。そういった点で、また予算のほうも検討していただけるようにお願いしておきます。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第105号 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

意見

小越委員この請願を採択すべきと思います。

新政権は、温室効果ガス25%の大幅削減を世界に向けて公約しました。

ことし12月に、国連気候変動会議、COP15が開かれる予定です。

山梨県も全国よりも進んだと言われる温室効果ガス対策をつくっております。 全世界がこの問題に向けてしっかり取り組むのに当たっては、気候変動法を制定 することが大事だと思っております。

地球のミニモデルとも言われている山梨県ですので、この山梨から気候保護法を制定するこの請願をぜひ採択すべきと思います。

(「継続審査」の声あり)

討論なし

採決 起立採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

請願第21-9号 明野処分場の操業停止を求めることについて

意見

小越委員 この請願を採択すべきと思います。

この請願の要旨は3点あると思います。

1つは採算性の問題。搬入量が予定量を大きく下回っていて採算がとれず、そして、それに伴って県費を大きく投入することになる可能性がある。

また、もう一つ、安全性の問題。ここにも書かれてありますけども、水質汚染の心配がされております。この問題は解決されておりません。

そして、私が最も危惧するのは住民合意の問題です。安全性の問題が解決されていないまま、払拭できないまま、住民合意もなく進めてきた。

しかし、これを今やめるなら、まだ傷は小さいと思います。安全性の問題、採 算性よりも安全性、住民合意の問題からしても、この処分場については、この請 願のように操業停止を求めることが妥当だと思います。

この請願を採択すべきと思います。

中村委員

今、この請願の関係ですが、廃棄物の最終処分場のほとんどを今まで県外に本 県は依存してきたということの中で、本県産業の持続的な発展を図るために、最 終処分場は必要不可欠な施設であります。

したがいまして、今後も引き続き地域住民の皆さんの不安解消に努力していく とともに、経営の健全化を努める必要があると我々も考えております。

しかしながら本請願は、明野処分場の即時操業停止を求めていることから、これまで処分場整備の必要性を認めてきた我々としては、認めるわけにはいかないということで、不採択とすべきであると考えます。

討論なし

採決 起立採決の結果、不採択と決定した。

所管事項

質疑

(公費不適正支出問題について)

内田委員

我々が知っている情報というのは、新聞報道、それから、議員全員協議会での知事の発言以外はないわけですけども、国庫補助金の不適正支出という問題で、山梨県では、県土整備部、それから農政部、森林環境部の3部でそれがあったと。特に事務費と呼ばれる出張の旅費ですとか、あるいは人件費などに充てる補助金で発覚をしたというような報道がありました。

それから、知事からも、これは県土整備部の関係だと思うのですが、国交省のほうから、いろんな情報を開示してもらいたくないというような要請があったと伺っています。しかし、我々議員の立場というのは、一般県民の代表者であり、代弁者でありますから、知事がそう言ったからといって、ああ、そうですかというわけにはいかないと思います。

そこで、まず、この所管の質問に入る前に、私は部長からそういう説明があるのかと思っておりましたけれども、始まる前に聞いたらそういう説明はしないということでありました。よって、所管事項の中で、まず、森林環境部についてこういうことがあったという説明を求めたいと思います。

望月森林環境総務課長 会計検査院では、今の段階で非開示の扱いとなっておりますので、具体的

な事例は申し上げることはできないのですが、指摘の内容は、物品の納入が支払いの会計年度の翌年度になったもの、いわゆる翌年度納入で、例えばこれは、今年度納入したものを昨年の予算で支払ってしまったもの。また、逆に物品の納入が支払った会計年度の前年度だったもの、前年度納入で、例えば昨年度納入されたものを今年度の予算で支払ってしまったもの。そして、国庫補助の対象とならないものに対して、支払いを充ててしまったものなどがございまして、具体的なことにつきましては、先ほど申し上げましたように、まだ会計検査院のほうで非開示の扱いとされておりますので、申しわけないのですが、申し上げられないので、御理解をお願いしたいと思います。

内田委員

我々の立場から非常に不思議だと思うのは、県には会計監査というのがあるんですよね。監査委員の人が監査をしますよね。多分その中では発覚がされなかったことだと思うんですよ。そうすると、会計監査というものの意味も、この際考えなければいけないと思います。

我々議会人がチェックをするということももちろん必要で、まさに発覚して、今、こういうことをやっているわけです。その前に会計監査というのがあるわけですから、そこで何らかのアクションがあってもしかるべきだと私は思うのだけども、それもなかった。ということは、一般の監査ではやはり発見することができないようなことだと思うんです。

そこで、わかっているのは担当の職員ということですよね。少なくとも担当の職員は、先ほどの説明で、物品の納入が年度をまたがって行われたということはわかっているわけです。そのわかっているということは、これは法律的に言うと故意なんですよ。事実を知っているということ、それを故意というんですね。知らなかったのではなくて、知っているわけです。知っていてそれをやってきたということは、まさにそれが不正なんですよ。

ところが、新聞報道などの県職員の発言を見ていると、業務の煩雑さや、膨大な仕事量だとか、あるいは、事務費の中でこういうものを購入したら、これを国庫補助事業に使うかどうかということを分けるのが難しいとか、そういう理由だったですよね。そういうことがたしか報道の中にありました。

ということは、職員のサイドは開き直っているということじゃないですかね。 そうでしょう。だって、故意ですよ。わかっていて不正をして、発覚したらば、 いや、こういう理由でしようがないと。ということは、国の制度が悪いというこ とですか。そうとっても、しようがないということですよね。

望月森林環境総務課長 確かに国の制度もわかりづらいといいますか……。

内田委員

いやいや、わかりづらいというのではなくて、私は悪いと聞いているの。わかりづらいかどうかは、あなた方の判断力だよ。

望月森林環境総務課長 悪いとも言い切れず、わかりづらいと私は思っているのですが。

ここで、例えば人件費の問題がございます。例えば私も森林環境部の職員でございます。私の人件費を国庫事業で充てていいかどうかというのは、これはわかりづらいところがあると思います。私は契約担当者ですから、契約担当課長として公共事業の契約にもかかわっている。そうすると、私に国庫補助金を充てていいかどうか、そういう部分でわかりづらいということを言ったわけです。

内田委員

そうすると、今の言い分を聞いていると、もしこの制度を今後も続けていけば、またありますよということを言っているのと同じですよ。そうじゃないですか。だって、例えば前年度の予算で年度を越えて納品があった場合は、明らかにわかっているわけでしょう。わかっているけども、これは恐らく相手の業者の問題もあると思うのだけども、そういう状況があるにもかかわらず、私たちには、別に悪いことをやっているわけではないというふうに聞こえるんですよ。そうじゃないですか。

望月森林環境総務課長 年度またぎと言われるものなどにつきましては、今回、会計検査の方法に 準じまして、今までわからなかったこともあるのですが、それを再度、出納局が 中心となって事務費の調査を行っていきます。また、何がいけない、何がよいと いうことがわかりましたので、今後は適正にやっていかなければならないと考え ております。

内田委員 そうではないじゃないですか。

だって、物品の納入の場合は、知っているわけでしょう。書類を操作している

ということではないですか。本来、前年度の予算で物品を購入して納入してもらわなければならないものを、納品は次年度に納入してもらっているのでしょう。 書類を操作しているということでしょう。

だから、今は会計管理がコンピューターになっているんでしょう。会計システムを改めたのでしょう。山梨県では、15年前にカラ出張だとか、あったじゃないですか。そういうものを幹部職員が返し終わったといって、スタートしたんでしょう。そうじゃないですか。

書類を不正に操作しているということですよ。だって、そうしなければ、そこで物品納入というのはわかるじゃないですか。書類上は、年度内に納入されたように操作しているということじゃないですか。日常やっているんでしょう。

望月森林環境総務課長 個々具体的な問題につきましては、11月に国のほうから国会に報告された後、対応を明らかにしていきたいと考えております。

内田委員

これ、部長に聞かなきゃだめだな。

私の記憶だと去年の10月だと思いますよ。10月に会計検査院が12都道府 県について、知っていますよね、あったでしょう。そのときの知事のコメントを 覚えていますか。知事がコメントしているんですよ。

読みましょうか。関係部局によく点検するように指示したとあるんです。だから、森林環境部にも指示をされているはずですよ。その結果、適当でなかったことがあったら、返還手続をとらなければならない。去年の10月です。

そして、埼玉県などは、そのときに、すぐに手をつけたんですよ。そうしたら、この新聞によると、埼玉県では12月には、12月ということは会計検査院のリミットより前に、過去5年間で約3,900万円に上る不正支出があったという報告書を出しているんです。

山梨県は、知事が言ったけども、そういうことをやらなかったのでしょう。去年の10月に、知事からそういう指令はあったのですか、なかったのですか。

望月森林環境総務課長 これは、内部監査、自己点検ということでやっております。

内田委員 いやいや、あったかなかったかと聞いているんです。ちゃんと答えてください よ。

望月森林環境総務課長 ございました。

内田委員 ということは、この新聞報道は間違いないということだね。知事からそういう 指示があった、だけど、指示どおりには動かなかったということでいいんだよね。

望月森林環境総務課長 自己点検をいたしました。その途中で会計検査が入りましたものですから。

内田委員 会計検査が入ったのは、山梨ではないですよ。

望月森林環境総務課長 山梨に入るということがわかりましたものですから......。

内田委員 ストップしたということだね。

望月森林環境総務課長 ずれてもいけませんので、会計検査のほうに任せてあります。

内田委員

私は非常に不思議だと思う。

さっき15年と言ったけど、12年前なのかな、カラ出張が出てきたのは。1994年から6年ぐらいだったか、たしか阪神・淡路大震災があったその当日に、ある県の職員が神戸のほうへ出張していたというのがあって、ばれたのですよね。道路が通れないのにどうやって行ったのか。そういうのがあったでしょう。過去になるとみんな忘れていくんですよ。返してしまえばいいと、そういう意識も出てくるんです。私はそうではないと思うんだよね。

そこで、今回こういうものが出てきたときに、カラ出張だとか、そんなものはないからいいんだと、そういう職員の声も出てきているんですよ。

だから、結局何が足りないのかというと、公金に対する意識なんです。公金という意識がないということ、自分のお金という意識なんですよ。

これは、本当は午後からの県土整備部でやる予定だったけど、森林環境は説明しないというからここでやろうと思ったのだけども、私は意識の問題だと思う。せっかく知事がそういうコメントをしても、そのとおりには動かない、そして、今に至っているという状況だと思うんです。

そこで、さっき監査という制度があるのに、という話をしたのだけど、一般の県民はみんなそう思いますよね。監査委員というのは一般からも出てきて、それから、議会選出でも2人いるんです。私は議会選出の監査委員はもともと反対で、大体自分たちの監査を自分がするということ自体が。議会も監査するんですよ、我々も監査されるんです、議員さんに。だけど、そのときは当然忌避をするわけですよね。自分たちのことだから、これは向いていないといって、監査委員から外れるんですよ。そういうことを今現状はやっているので、あっても機能しないということになってしまうんですよ。それで、会計検査院が入って、指導されて表に出てくる、大体そういうパターンなんだけど。

そこで、知事のコメントの中にこういうことがたしかあったんですよ。これは 9月25日に記者団に対して、不適正支出について聞かれたときに、業務が忙しい、あるいは煩雑であったと思うけども、それは理由にはならないと知事は言っているんですよ。だけど、幾らトップの知事さんがそう言っても、肝心の働いている人たちにその意識がなければ、こういう問題はなくならないでしょう。そう思いませんか。これ、部長から答えてください。

小林森林環境部長

内田委員から幾つか御指摘をいただいているわけでございますけれども、既に 報道等であったとおりでございます。

会計検査結果につきましては、今後11月には公表されるだろうという状況になっております。県内は、調査等をしている段階ではございますけれども、その辺の今回あったことについてのコメントについては差し控えたいと思います。法律、制度ということで今回の検査が行われ、国庫補助金を適正に執行しているか、また、目的に従って執行しているかといった検査だったと思います。その辺につきましては、やはり制度にのっとって公務を執行していますから、適正な執行が当然行われるべきであると考えております。

そんなことで、委員御指摘のように、過去、不適正支出があったということで、 さらに、今回の会計検査院の取り扱いが最終的にどうなるかということはありま すけれども、やはりその辺については職員が全員、緊張感を持って仕事をしてい く、制度に精通していく必要があると思います。そういうことを踏まえて、より 一層認識を新たに取り組む姿勢、対応方法をきちんと点検してやるべきだと考え ております。

国庫補助事業の執行に当たっての年度間の話など、何に充てられるかというような部分については、やはり認識不足があったのだろうと考えておりますので、

こういうことを踏まえて、しっかりやっていく必要があると思います。また、当 部についても、そういうものが出ておりますので、あらゆる機会を通じて、より 一層きちんとやるということと考えております。全庁的にも指示があると思いま す。

内田委員

国では政権が交代して、民主党政権になって、言われているのは、ひもつきの 補助金制度自体をなくして、一括交付金みたいな形にするということで、確かに そうだと思うんです。でも、それは後の話でしょう。今は、ここまでどうだった かという議論をしているのだから、そこまでは、公務員が法律に縛られて働くこ とは当たり前のことでしょう。政権がかわって今度はこうなるからいいのではな いか、という議論とは違うと思うんですよ。

そこで、納入業者についても、県が部局をまたがって、調査チームみたいなの をつくりましたよね。たしかそうですよね、内部調査をする。内部調査というの はあまり当てにならないけど、その中で、納入業者7業者について、調査対象だ と言っている。私が一番心配するのは、昔、業者にお金を預けた形にしておくと いう、預けというのがありましたよね。そういうものはなかったと言うのだけど、 実際は、内部では調査しているわけですよね。それについては、預けはないと言 えますか。

小林森林環境部長 過去にはそのようなものがあったと、私も認識しておりますけれども、そのと きに、事務処理の仕方や取り扱いというのは、内部的な調査もしたり、情報公開 をしたりしながら進めてきたので、現時点では、そういったものはないだろうと 思いますけれども、いずれにしても調査していますので、大きな組織の中でござ いますし、調査の推移を見るという形になろうかと思います。

内田委員

わかりました。

私は、新しい会計システム、コンピューターによる会計システムを導入してい るからもう不正はできないというのは、あまり信用できない。例えばさっきの納 品の問題、年度をまたぐ納品というのは、職員が書類をつくるのだから、それは できるわけですよね。書類をつくられてしまったら、それに対してはコンピュー ターは作動しないわけでしょう。

それから、もう一つ、目的外使用、これも多分コンピューターではチェックで きないんですよ。

だから、その2つはもう職員の意識の問題なんです。ぜひその点を踏まえて対 応していただきたい。

(明野最終処分場について)

それでは、次に、先ほど請願があり、きょうは傍聴人も来られているのだけど も、私は、明野の処分場絡みで6月定例会に質問をしたという手前もありまして、 幾つか聞きたい部分があります。まず、この請願書の中にも、たしか後ろのほう についていたと思うのだけども、5月21日から、これだと9月20日までです よね、多分重量だと思うのだけども、月ごとに、最終処分するものが4トン車中 心で何台というふうに出ていますよね。これを私も単純に計算してみると、4カ 月間で100台弱だと思いますよ。1カ月に23、4台、土日を除いたとして、 土日以外のときにほぼ1台ずつというような計算ではないかと思います。私も現 場へたまたま委員会の調査で行ったときに、ちょうど1台が来ていたという状況 でしたけど、1日1台ぐらい。そうすると、4トン車で換算すると、1日4トン ぐらい入ってくるのかなということなんですよね。

今、環境整備課で把握している、開業してから現在までの納入のトン数、それ

から、できれば月別で、金額、処分した売上高、そして予定した量と比べてどの ぐらいか、それをまず出してください。

橘田環境整備課長 搬入の状況については、9月30日までで、約684トンと、あとは、立方メートル換算のもので約16立方メートルという状況でございます。

内田委員 いやいや、もう一つ聞いたでしょう。 予定量があるでしょう。それに対してどのくらいかというのを。

橘田環境整備課長 初年度は3万6,000トンを予定しております。今年度につきましては5月から3月までですから、その3万6,000トンの10カ月分で3万トンが入れば試算の予定どおりとなるわけですが、今お話をしたように約700トン弱という状況でございます。約4カ月ですから、月々150トン強ぐらいになるのかなと考えております。

内田委員 私が聞いたことにすべて答えてもらっていないので、本当はこういうのを答弁 漏れというんですよ。

金額も聞いたのね。金額も当然聞かなければ、赤字になるかどうか非常に重要な問題で、赤字になるのは多分決まっていると思うんだけども、9月30日までで予定したものが、年間だけでも、9月30日までで簡単に出せるじゃないですか。私もここに電卓があればすぐ出すんだけども、割合を知りたいんですよ。例えば9月30日までの本当の搬入量から見ると50分の1だとか、あるいは金額だと100分の1だとか、それを知りたいんです。

橘田環境整備課長 済みません。電卓はございませんけれども、この5月に開業しまして、3月まで10カ月で計算しますと、月に3,000トン入ればその試算どおりなのかなと考えているところですが、それに対して、現状4カ月で約700トン弱という状況になっております。

ということは、月だと150トンちょっとぐらいで、大体、20分の1ということかな。そうすると、単純計算して、1年やって1カ月分行かないということだよね。まあ、いいでしょう、そこまでわかれば。金額も当然そうだと思う。そして、さっきの請願の後ろのところに、働いている人たちが、環境整備事業団の人たちまで入れて19人とありますよね。我々が行ったときにも、委託を受けた人たちが何人かいたような気がするのだけども、その人件費も当然出てきますよね、4カ月なら4カ月。非常にこういう状況になっているわけですね。

ところで、私が6月の定例会で質問する前に、環境整備部と、かなりやりとりをしたのだけども、どうしてこういう状況になったかという、一番大きい理由は何かと言ったら、一番大きい理由は経済状況だと言ったんですよ。今の経済状況だと言ったんです。私はそうではないと思っています。だけど、特に環境整備事業団のほうは、今の経済状況がこういうことだからということを言った。そして、たしか茨城県かどこかの処分場の例を挙げて、そこは何カ月か後には盛り返して、予定どおりの処分量が出てきたというような話をされたのだけども、依然としてそういう理由ですか、今、4カ月たった時点で。

橘田環境整備課長 最大の理由かどうかは、検証をちゃんとしてみないとわからないところでございますが、世界同時不況の影響はかなり出ているのかと考えております。

- 18 -

内田委員

内田委員

そういう抽象的な答え方だと全く聞いたほうはわからない。かなり出ていると いうのは、どのくらい出ているのかわからない。職員は抽象論で何かしようとす るけども、では、最大の原因は何ですか。

橘田環境整備課長 やはり廃棄物の量が通常より5割から6割減っているという状況で、これは事 業団の営業活動からの話でございます。

> ただ、そういうことはありますけれども、やはり搬入量に関しては、仮に5割 減ったとしても、先ほどの3万トンの5割ですから1万5,000トン、10カ 月で1万5,000トンですから月に1,500トン、その部分だけでも1,500 トン入らなければ、それに合わないんですけれども今お話をされたように、月々 150トン強というような状況になっています。

内田委員

その廃棄物の量が半分ぐらいに減っているというのは、単純に考えると、全国 の最終処分場も、営業してかなりたつところも含めて、全部半分ぐらいになって 当たり前だよね。だって、処分量が半分になったというのだから。そうでしょう。 そういうことを言っているということ。それとも、この山梨県だけは特別な理由 があるということを言っているのか、どちらなのか言ってくれないと、私には理 解ができない。

橘田環境整備課長 全国の公共関与の処分場等々にも、事業団のほうで状況を把握するために、い ろいろ問い合わせをしていますけれども、半分かどうかはともかくとして、受け 入れはかなり減っているという状況でございます。

内田委員

口癖かもしれないけども、「かなり」というのは「可也」と書くんですよ。い いということなんだよ、「かなり」というのは。自分が何かを言うときに、肯定 するときに使う言葉なんですよ。10%でかなりなのか、90%でかなりなのか わからないですよね。そういうのを抽象論というんです、わからないですよ。そ こを聞いても多分、全国の状況を把握していないということだろうね。

私はそうではないと思うんです。この処分場をつくるスタートからの経緯があ って、いろんなものが複雑に絡まってここまで来たんですよ。天野知事の時代か ら、複雑に絡まってここまで来た。そういうものが影響し合った結果だと思うん です。経済の状況はその中の1つだと思う。

そこで、この前、私は議事録を読み直してきたのだけども、あの再質問をした ときに答弁漏れだという発言があって、あのときはそう思わなかったけども、ど うも答弁漏れだったなと思うんですよ。

何かというと、きょうは地元の人たちも来ているけど、地元合意というのがあ って、5.5年という合意がありますよね。要するに埋め立てをする年月が5.5 年ということで、それがあるから、まさに次の寺尾の処分場がいつスタートでき るかがリンクしてくるわけですね。そこで、今のこの状況でいくと、12月を待 たなくても、処分する量はとてもじゃないけど足りない。何十分の1ですよ。し かも、赤字も間違いない。

そこで、あのときは6月で、今はもう10月だから、何カ月かたったんだよね。 依然として、5.5年という答えをしましたよ、これは絶対に変わらないと思っ ていいですね。

橘田環境整備課長 埋立期間の5.5年というのは、この前もお話をさせていただいたように、公 害防止協定で、搬入開始から5.5年とすると、取り決めをしています。

内田委員

いいですね。こういう場ではっきり言ってもらうと非常にいいと思う。

そこで、今の状況からいくと、間違いなく処分する量が足りないですよね。そ の場合に、これは12月になってから考えるというかもしれないけども、考える ことは1つしかないですよね。つまり、金額を落とすということしかないと思う んです。幾ら営業活動をしてみても、予定したとおりの量は入ってこないと思う んですよ。

そうすると、金額を落として、その赤字になった部分は県の税金で埋めていく と考えていいのですか。

橘田環境整備課長 今、経営審査委員会でいろいろ御議論をいただいているところですので、そこ の議論、意見、提言等を踏まえて検討していく、健全な営業に努力していくこと を考えています。

内田委員

それだと3カ月、4カ月前と全く変わらなくて、月がたって変わらない状況が 続いているのに答えも変わらないということになり、私が無尽会みたいなところ へ行くと、こういう質問をしたからということもあるのだけど、必ず聞かれるん ですよ。おれたちの税金を使うのかと。

どうするのですか。起債か何かする予定ですか。そこだけはちゃんと、どうす るのか。結果はもうわかっているんです。12月にならなくても私はわかってい ると思う。経営審査委員会がどういうことをやるのかというのもわかっているけ ども、そのときになってでなければ言えないということですか。

橘田環境整備課長 繰り返しになりますけれども、その経営審査委員会の議論等を踏まえてお答え をしていくものと考えております。

内田委員

わかりました、それは12月の議会でやりましょう。

(次期最終処分場について)

それで、もう一つの疑問というのが、今、明野がこういう状況でありながら、 次は寺尾で同じスタイルでやっている。多分違うのは焼却灰を入れることぐらい なのかな。それから、もう一つ、隣接したところに焼却場をつくることぐらいか なと思うんですよ。

しかも、我々が職員から聞くところでは、寺尾については総事業費は多分10 0億ぐらいになるのではないかと。そうすると、明野で恐らく70億ぐらいだと 思っているんです、損失分を入れてね。赤字を補てんすればもっと行くと思うけ ど、とにかく200億近いお金を2つの処分場、この処分行政に県が税金を使う と。全部が県の税金ではないにしても、とにかく税金でそれを賄っていくという 考えをこの先も続けていくのかなと。

聞くところによると、もう寺尾は決まったとかいうことを言っているのだけど も、その辺についてもどうなんですか。総事業費が100億ということについて も間違いないですか。

工事費につきましては、平成19年度に.....。 橘田環境整備課長

内田委員 総事業費。

橘田環境整備課長 済みません。ですから、概算の工事費でございます。

> 工事費については、平成19年度に概況調査をやっておりますけれども、その 中で、想定額ということで約75億から90億を見込んでいます。

それから、処分場につきまして、これからも公共関与でやっていくのかという 御質問だったと思いますけれども、最終処分場整備に当たり、公共が関与するか どうかということには、いろんな御意見があろうかと思います。

ただ、山梨県には処分場がない。安定型の処分場が1つ、それから、自分の会社の処分場が1つしかないという状況を見ますと、本県が公共関与の道を選択したということは適切な判断だったと考えております。

内田委員

この議論、多分ここで行ったり来たりの議論になるような気がするので、これ以上やりませんけども、あとは12月の議会でもやるつもりでいるから、そこでと思っているけども、とにかく私はこの処分場の議論をもっと県民の中に浸透させたいと思っています。そのくらい21世紀は環境の時代だと思っているのね。これは間違いないと思うんですよ。

そういう意味において、議員さんたちもそうだけども、できるだけ多くの県民がこういう議論の中に参加できるような状況をつくっていくべきだと思います。 特に公共関与でいいのかどうかという議論も含めて、やるべきだなと私は思っているんです。

以上で、答弁はいいですから、私の質問はここで終わらせていただきます。

(明野最終処分場について)

木村委員

山梨県が環境日本一とかいろいろ言っていますけれども、私は、もうちょっとごみの問題などを本当にしっかり考え直すべき時期ではないかと思うんですね。ですから、人口が減っていく中で、キルン方式を使えば灰の処理もできるわけですし、もっとこれからの時代に合わせて、県が山梨県を1つのものとして、ごみの問題をもうちょっとしっかり考えていくということが一番大きなことであり、そうなれば、ごみゼロということで、ごみの処理ははっきり言って要らないくらいに思っています。県外で安く受けてくれるのだったら、県外にみんな今持っていっているのですから、そのことをとりたてていろいろ言っているのもおかしいというのが、私の気持ちの半分にはあります。

それで、私は、水質汚染というか、その安全性のことがいつも頭にあって、前回もそのことを聞きましたので、1点だけ。

本当は、環境ホルモンのビスフェノールAが、私、一番の問題だと思うんですね。それさえきちんとしていれば、そんな問題はないと思うんですが、これは国の調査項目にないのでやっていないということでした。ですから、国の規格にないであれば、やっぱり県民の一人として、これを何らかの方法ですることが、この安全性についての一番の問題ではないかなと。

さっきの山梨県全体で考えること、処理場については環境ホルモンが一番大きな問題だということです。

1つ伺います。

電気伝導率について前回も伺いました。そのときに、特にそのことが人体に影響するものではない、人体にその電気伝導率の数字が上がっても影響がないんだという答弁があったと思います。それは影響がないらしいのですが、そうはいっても、私の手元に平成21年度の環境モニタリング調査というのがあり、地下水観測井戸が3つあって、井戸1号の中の数字、これを持っていらっしゃると思うんです。5月18日に7.8ミリジーメンスですか。6月2日は5.8、7月7日は4.2と数字的には確かに下がっているんですね。ですから、この下がっているのは工事の関係で何か影響があったのかなということは、わかりますけれども、もし天然の地下水の数字だとすると、これが0.1から0.5であると専門家からお伺いしました。

それによると、この 7.8 とか 5.8 とかいう数字は、どう見ても大き過ぎるん ですね。 この数字は何に起因すると考えるかということを、 今回きちんと聞いて おきたいと思って、質問します。

橘田環境整備課長 この明野の関係の調査の結果につきましては事業団のホームページに出てい るのですけれども、委員のおっしゃったように、その数字は、単位がミリジーメ ンス・パー・メートルということでございます。この請願の中に出ている数字は、 マイクロジーメンス・パー・センチメートルということなので、ここに出ている データを10倍にしてもらえば、委員がおっしゃっている数字と同じようになり ますので、例えば7.8というのは78、それから5.8は58というような状況 になります。

> それから、電気伝導度は、前にもお話をしましたけれども、電気抵抗の逆数で、 電気の流れやすさを示す指標です。ですから、水の中に含まれるイオンの量の目 安となるものですので、有害物質があるかないかというものを調べる数値ではな いということでございます。

木村委員

確かなるほどと思っているのですが、そうはいってもこの数字は大きいんです よね。

では、工事を始める前の数字、アセスメント調査のときの数字があったら教え ていただけますか。

橘田環境整備課長 事業団ではこの前にもずっと調査をしておりまして、湯沢川の上流部、下流部 で、平成8年から平成15年、それから、平成18年から19年ということで、 年に4回実施しており、その間は69から221マイクロジーメンス・パー・セ ンチメートルで推移をしています。

木村委員

表流水でもいいのですが、私が聞きたいのは地下水なんです。つまり、一番心 配するのは、シートの下の水のデータをきちんととらえておきたいというのが、 私の質問の要旨です。表流水ではなくて地下水です。

橘田環境整備課長 地下水につきましても、環境整備事業団のホームページに平成20年度の環境 モニタリング調査の結果が出ておりますけれども、例えば観測井戸の1号につき ましては、平成20年の8月に38マイクロジーメンス・パー・センチメートル、 それから、ことしの1月には49というような状況になっています。

木村委員

そうすると、もともとこの水は、純粋な天然の地下水にしては数字が高いと、 鉱泉というか、何かが入っている水だとお考えですか。

橘田環境整備課長

先ほどもお話ししましたけれども、水の中に含まれるイオンの量ということで すので、いろんな状況に左右されるということが1つあろうかと思います。例え ば雨が降った日にはかるのと、晴れた日にはかるのとでは、当然雨が降ったとき のほうが高い値が出ると、普通はこういうものでございます。

あとは、例えば温泉などですと、当然電気伝導度というものは高いということ でございます。

木村委員

最後になります。

確かに、イオンとかいうようなもの、塩分とかであれば、電気伝導度が高くな る。わかります。わかりますけれども、それがない山の水だったわけですね。天 然水だったですね。

ですから、考えるのは、温泉というか、鉱泉の何かがまじっているということ を言われると、私が今質問する限りではそうですかとしか言いようがないのです が、またこの点について少し調べさせていただきたいと思います。

(明野最終処分場について)

小越委員

明野の話をまずさせていただきます。

先ほど内田委員のほうから搬入量のことがあったのですが、私の電卓では多分 12%かなと思うんです。それで、経営努力をされて、11月末に発表するとお っしゃっているんですけど、たしか年度当初の土木森林環境委員会の中でも、経 営努力をしていくというお話がありました。具体的にどのような経営努力をして、 その成果がどうなっているのか、どういうところに働きかけて、どのような結果 があって、それがこのトン数にどうあらわれているのか、お示しください。

橘田環境整備課長 経営につきましては、事業団のほうで営業活動をやっておりますが、実働数は 106日、それから、事業者数が延べ460事業者に営業に回っております。そ のような中で一生懸命やっていますけれども、景気の状況とか、そういったもの があり、今の搬入状況という結果が、9月末現在で出ているということでござい ます。

小越委員

回っていると言っても中身なんですよ。どんなことを言っているのか、それに 伴って経営努力の結果というものがあらわれているのでしょうか。

橘田環境整備課長 今、結果は、地道ではございますが、あらわれております。9月末現在の契約 実績が38件。事業者のほうへ回って様子を聞きますと、通常よりも廃棄物の量 が減っているということです。

> それから、事業者は1つの処分場とだけ契約をしているのではなくて、複数の 処分場と契約をしている。1 つの排出事業者が明野だけと契約するのではなくて、 例えばほかの県外の処分場と契約して、2つとか、3つとかと契約をしていると いう状況でございますので、なかなか、明野と契約をしたからといって、そのま ま100%全部が明野ですというような状況にはないということが今現状でご ざいます。

小越委員

経営努力をすると言っている割には、何をどうされて、どう生かされたかよく わからないのですが、9月末で38件というのは、これは前より多くなったので すか。それはどうして多くなったのですか。頭を下げてお願いしますと言うと、 入れてくれるようになったのですか。

橘田環境整備課長 それは当然営業ですから、お願いに行くということもありますし、7月から、 契約搬入量に応じた割引制度を導入しておりますので、そういう効果も上がって いるのではないかと考えております。

小越委員

割引をしたとしてもまだ、予定に対して12%しかないと。

今後、この環境の中では、リサイクル、リユースの中でごみを減らす方向です。 だけど、ごみを集めるということですよね、割引して、ごみをとってこよう、集 めなさいというのは。ごみを集めるというのは、この環境行政の中では逆ではな いかと思うんですよね。ごみを減らそうという立場なんですけど、ごみを集めな いと、結局経営が大変になるというのはちょっと矛盾していると思うんです。

もう一つ聞きたいのですが、1カ月で多分3.000トン入れば試算が合うと いうことですけれども、今、もっと少ないですよね。そうすると、今、1カ月当 たりの処分場にかかる経費は幾らぐらいかかっているのでしょうか。

橘田環境整備課長 まず、最初の矛盾しているのではないかというお話ですけれども、それは、リ サイクルへ回すものを処分場へ入れてくれということであれば、それは矛盾して いるのでしょうが、最終処分をするものをほかの処分場ではなくて明野へ入れて くれということですから、何ら矛盾しているものではございません。

> それから、維持管理費につきましては、例えば浸出水の水処理の作業や覆土と いうようなもので、約500万程度の維持管理費を見込んでいるところでござい

小越委員

500万というのは、それは3,000トン入るという見込みで500万なの

月150トンでも、この500万というコストは変わらないんですよね。人件 費もあったり、環境調査もあったり、水処理もあったりするから変わらないとい うことですよね。

橘田環境整備課長

試算をしての見込みでございますので、当然委託をしているものはそれぞれの 経費を計上していますけれども、埋め立てをする廃棄物が少なければ、覆土やそ ういった作業が減るとか、かぶせる土、土砂が減ったりしますから、今お話しし た500万程度というものにダイレクトに直結しているというものではないで す。

小越委員

ダイレクトに直結しているものでないということは、150トンでも3,00 0トンでも、500万が480万、550万かもしれないが、大体この程度かか るということですよね。

橘田環境整備課長 幾らかかっているかというのは、私どもはちょっと把握しておりませんけれど も、普通に考えれば、ごみを100埋めるときにかかった部分と、10しか埋ま っていないという部分は、当然経費がかからないものも出てくるということでご ざいます。

小越委員

これからの予定でいくと、3,000トンに対して150トンですから、この 経費の分と、それから入ってくる予定の分の金額、この見込みでいきますと、差 額を単純計算すると黒ではなくて赤になると思います。今までずっと 1,800 万という話でしたけど、そうはいっても半年たって、まだ1,800という数字 でしょうか。

橘田環境整備課長 1.800というのは、操業を開始する前の昨年の5月で試算をしたものが1. 800、こういう話でございます。

> では、今、どうかということでございますけれども、この現在の状況が続けば、 料金収入と、それから埋立量の確保は非常に厳しいと考えています。

小越委員

厳しいということは、黒にはならないということでいいですか。

橘田環境整備課長 今の段階で 1,800万という試算ですが、数字は今やっているところですの で、わかりません。

小越委員

それで、先ほど割引の話がありましたけども、割引するということは、今まで 決められている搬入していいものに、それ以外の一般廃棄物を含む、それも含め て検討するということはないでしょうね。

橘田環境整備課長 そのようなことはございません。

小越委員

また割引なのですが、割り引いた分のところは、先ほどの収入のところと含め て、試算上狂ってくると思うのですが、それはいかがでしょうか。

橘田環境整備課長 当然その割り引いた分については、その部分だけ収入が減るということになろ うかと思いますが、まずは処分場を利用してもらわなければ何も始まらないので、 自県内処理を進めるということで、県外へ持っていっているものをとにかく自分 の県内で処理をしましょうという考えで進めております。

小越委員

自分の県でちゃんと処分場を持つべきだと私は思っています。民間でやるとい うことになると、もうかるかもうからないか、そのラインだけでいきますと、最 後の水処理の問題を含めて、それは非常に危険だと思っております。

やはり県が責任を持ってやるべきだと私は思うのですが、安全性の問題、先ほ ど木村委員からも、この請願にもあるのですけども、電気伝導度が上がっている と。大丈夫だとおっしゃるのですが、では、そもそもこの水の中に、何が入って いるのかというのは明らかにできないのでしょうか。

橘田環境整備課長

公共関与で進めるメリットは、採算性だけではないということが、非常に重要 なことだと考えております。

何よりも安全性を確保して、周辺に住む皆さんが、安心して暮らすことができ る環境を保つということが、何より重要な姿勢だと考えています。

そこで、何が入っているかでございますが、これも事業団のホームページで公 表をしておりますけれども、浸出水から何が出ているか、あるいは井戸水では何 が検知されているか、川では何が検知されているかというものは全部ここに出て おりまして、約四十数種類の成分について検査をしています。

小越委員

その四十数種類入っている中で大丈夫だというものと、今は大丈夫かしれませ んけど、何年後かに浸透してきてシートに穴があいたりしますと大変なことにな ります。そういう問題も含めて、安全管理委員会を開いたと思います。その中で はどのような説明をされて、住民の方からどのような御意見があったんでしょう か。

橘田環境整備課長

データではすべて環境基準をクリアしておりまして、基準をクリアしていない のは、大腸菌で、若干オーバーをしています。

それから、安全管理委員会につきましては、8月12日だったと思いますが、 今年度の第1回の安全管理委員会を開きまして、そこで、検査の状況や搬入の状 況、それから、電気伝導度につきましてもお話をさせていただきました。

小越委員

でも、住民の皆さんから請願が出てきているように、不安は解消されていない わけです。

ここにもあるのですけども、例えばアスベストの問題では、たしかアスベスト が入る前には事前に話をすることになっているらしいのですが、それが、今回は 当日や2日前にアスベストが入るというように、突然言ってくるというのはどう してなのでしょうか。

橘田環境整備課長

8月12日の安全管理委員会でそういう御質問も出まして、回答させていただいていますが、たまたま問い合わせがあったときに、事業団のほうで答えることができずに、その辺がおくれてしまったということがありましたので、そのことについては安全管理委員会の中でも謝罪をしています。ですから、それを担保するためにはどういう方策がいいのかということで、その場でも議論をして、では、こういうことでやっていきましょうということで、御理解をいただいている状況です。

あと、安全性の不安ということでございますけれども、私どもとしましても、 県と事業団が一緒になりまして、ずっといろんな御説明をさせてきていただいて おります。御理解をいただいている方もいらっしゃいますけれども、御理解をい ただけない方もいらっしゃるということで、すべての方に御理解いただけないこ とについては、私どもについても申しわけない部分があると思っております。例 えば電気伝導度についても、こういうものですよと説明しながら、さらに御理解 いただけるように頑張っていきたいと考えております。

小越委員

最後に、先ほど内田委員のほうから、税金を投入するという話がありましたけども、全部満杯になって、5.5年後に税金を投入するのと、今、この量が少ないときに税金を投入するのは、全然違うと思うんです。処理の問題も含めまして、 先ほどの50万の覆土と水質処理のことも含めまして。

そうすると、私は5.5年の約束は必ず守らなければいけないと思っています。 それ以上の、今の決められたもの以外を入れることは、まかりならないと思って います。であれば、今ここで思い切って英断を下したほうが、税金投入金額も少 なくなると思うのですが、いかがですか。

橘田環境整備課長

これにつきましては、前々からお話をさせていただいておりますけれども、県内に幾つも処分場があって、無駄なものをつくったということであれば、そういう御意見もなるほどとは思いますけれども、山梨県には管理型の産業廃棄物最終処分場が1つもないという状況でいいのかということで、ずっと県の施策として進めてきたものでございます。

平成6年に環境整備事業団を設立しましたけれども、その時点と現在は、明野処分場環境整備センターができたということだけで、あとは何ら変わっていないという状況でございますので、公共関与でやってきたことの判断、それから、安全・安心な処分場をやっていくということは適切だと考えております。

小越委員

これ、最後にしますけど、何ら変わっていないのは、住民合意がなく進めてき たので、何ら変わっていないと思っているんです。

私は、公共関与でしっかりと安全確認もして、そして、自区内処理すべきだと思っています。だけど、この明野の場所でよかったのか、そして、この住民合意はどうだったか、そこがやはり大きな問題だった。かけ違いであったと思うんです。そこを反省なくして、とにかくつくってしまったものだからというのは、いかがなものかと思っています。

12月前に発表があるかと思いますけども、このままでいくと多分、赤とはおっしゃいませんでしたけども、赤になるということはもう明確に、今お話があったと思います。採算性の問題は、それは二の次の話ですけれども、今、やはりここで英断を下してやめるほうがいいと私は思っています。

(休憩)

(山梨県地球温暖化対策実行計画について)

木村委員

NHKで、「明日のエコではまにあわない。」というのがよく放映されています けれども、本当に地球の現状を見るといつもそう思っています。

先月、ニューヨークで行われました国連の気候変動に関する首脳会議において、 鳩山総理が温室効果ガスについて、2020年までに1990年比25%削減す るという目標を宣言し、各国から高い評価を受けました。

山梨県でも、昨年度の地球温暖化対策実行計画を策定して、取り組みを進めて います。県の目標も国と同様で、1990年比24.4%の削減だということで あります。どういう対策を行っているのか、まずそこからお伺いしたいと思いま す。

小野環境創造課長

昨年度末に県で山梨県地球温暖化対策実行計画を定めまして、地球温暖化に取 り組んでいこうとしているところでございます。この計画の中で、排出抑制につ いて、それぞれの施策体系をもとに削減対策をやっていこうとしております。

まず、1番目には二酸化炭素の排出抑制対策で、例えば温室効果ガスの排出抑 制計画制度を実施したり、あるいは中小企業の皆様方に対する省エネ機器の導入 をする際の支援を行っております。

それから、もう一つの柱としまして、森林吸収源対策の中で、山梨県森林吸収 量確保推進計画に基づいた効果的な間伐や、やまなしの森づくりCOゥ認証制度 というものも新たに創設をしたところでございます。

それから、再生可能エネルギーの導入を1つの大きな柱にしまして、御承知の とおりグリーンニューディール計画に基づいて、太陽光や小水力、あるいはバイ オマス等の、いわゆる自然エネルギー、再生可能エネルギーを積極的に導入して いこうとしております。

そのほかといたしまして、都市機能の集約化などを図りまして、コンパクトシ ティーの形成、あるいはまた、県民皆様方に対します環境教育を推進して、一人 一人がそれぞれ温暖化防止に努めていただきたいという取り組みをしていると ころでございます。

木村委員

では、その4つのうちの最初の話についてですけれども、県の実行計画を進め るための1つの対策として排出抑制計画制度が挙げられていますけれども、これ について、県条例では一定の事業者に提出義務を課しているということですが、 状況はどのようになっているかお聞きします。

小野環境創造課長 今、委員のほうから一定の事業者という話がございました。年間エネルギーの 使用量が原油に換算をして1,500キロリットル以上の事業者を特定事業者と いっておりまして、この特定事業者の皆様方に対しましては、排出抑制計画を出 してくださいということで義務づけをしております。現在、101の特定事業者 がいるわけですが、これまでのところ、すべての事業者から提出がございました。

木村委員

提出があったということであればその内容を公表すべきだと思うのですけれ ども、どうなっているのか。今されていないというのは、遅いような気がします けども、いかがですか。

小野環境創造課長 現在、計画書の内容につきまして集計、分析を行っているところでございます。

実は、この排出抑制計画は6月の委員会でもお話をさせていただきましたが、 6月30日までが提出の期限になっており、実はそこまでに出していただいた方 が、7月の上旬までで85くらいになっておりまして、残りの事業者があったわ けです。我々といたしましては、事業者の皆様方にこの制度をよく理解していた だきまして、環境への取り組みを行っていただいた上で、計画書を出していただ くことに大変意義があると思っておりまして、この期限内に提出されなかった事 業者の皆さん方に対しましても、出向いていったり、いろいろお話をする中で、 提出に向けての働きかけをしてきたところでございます。

そんなこともありまして、最終的にすべての事業者から提出がありましたのが 9月の中旬でございました。したがいまして、その9月中旬以降、半月ばかりた っているわけでございますが、現在集計をして分析をしている状況でございます。 その集計、分析が終わり次第、公表はしてまいりたいと考えています。

木村委員

現在、環境に取り組んでいる企業の評価は大変上がっているわけでして、計画 を通じてすぐれた取り組みをした企業をしっかり把握した上で、その内容を県内 の企業や県民に伝えるような発表会をしたり、事例集をつくったり、当然ホーム ページでも公表するでしょうけど、調べたものをきちんとしなければまずいと思 うのですが、その点についてはどのようにお考えですか。

小野環境創造課長 おっしゃるとおりでございまして、基本的には排出抑制計画を公表するときに は、個々の事業者のものをそのまま出すのではなくて、我々のほうで一覧表にし て、見やすいような格好で県のホームページ等で公表したいと思っております。 それから、事例集というお話がございましたが、実は、エコ事業者シンポジウ ムというものを予算に計上しておりまして、今のところ12月に行う予定でおり ます。このエコシンポジウムにおきまして、今委員がおっしゃるように、環境に 対する積極的な取り組みを進めている事業者、あるいは有識者の方から環境に関 する講演もいただくことにしております。その中で優良な取り組みをやっている 事業者の皆さん方の紹介等もしていきたいと思っております。

木村委員

実は、『週刊金曜日』というものに特集が組まれていまして、東京都はオリン ピック招致でかなり環境のことを言ったようですが、落選してしまいましたけれ ども、東京から横浜、滋賀県などは、国や世界よりもさらに厳しい数字というか、 大きな目標に向かって頑張っているということが書いてあります。

環境重視では経済成長がない、できないというような経済界の新聞記事なども ありましたけれども、この中で、滋賀県の知事は、批判も覚悟したが、県内企業 の多くは環境配慮を社会貢献として大事にして、厳しい環境規制を持つ滋賀県に 立地することを誇り、ステータスとして考える企業も多いそうだというふうにま とめています。

滋賀県は琵琶湖があるのですが、やっぱり山梨県は山梨県の特色をしっかり生 かして、ああ、だから山梨県はこういうことをやっているんだと、県としての環 境に対する何か、きちんと一般の人にも見えるような、山梨の特色ある温暖化対 策というものをきちんとわかるような形で、例えばこのようにメディアにも取り 上げられるようにある程度していかないと、一生懸命努力をしたりしていること が目に見えなくてわかりづらいと思うのですが、その点についてはいかがでしょ うか。

小野環境創造課長

おっしゃるとおりだと思います。

本県におきましては、日照時間が日本でトップクラスにあることや、森林県で

あるということ、あるいはまた、急峻な山々に囲まれていることがあり、豊かな 水とともに急流ということもございます。そんな山梨県の恵まれた自然環境を最 大限生かすということで、グリーンニューディール計画を6月につくりまして、 これに基づき、それぞれの施策を進めているということが1つの大きな特徴では ないかと思っております。

それから、もう一つは、昨年、地球温暖化対策条例の中に規定をしましたけれ ども、条例の中で規定したというのは初めてだということを聞いております。森 林県ということで、森林吸収のCOッの認証制度をつくったということも大きな 特徴ではないかと思っているところでございます。

木村委員

どこの県も競ってやっていることで、山梨県もしっかりやっているということ ですから、自分たちもお互いに一生懸命やっているわけですけども、やはりアピ ールできるような、何かそういうものをもう一つ加味したらどうかと思っていま

(環境教育について)

環境教育について、一、二お伺いしたいと思います。

まず、本年3月にやまなし環境教育実践指針を策定されていますね。そこで、 環境家計簿は、山梨県全戸に配布していると思うのですが、回収はどうなってい るのか、まずお伺いします。

小野環境創造課長 現在までのところ、環境家計簿の回収枚数は約500枚程度でございます。

木村委員

全県下へ配ったということであれば、全県下の戸数の30万軒くらいのうちの 500軒、何%になるのでしょうか。そのパーセントと全県下に配布するという 金額。安易に、何か一方的に配布したのではないかと思うんですね。ただ広報に 一緒になって入ってきて、私も入っていたなという記憶ぐらいで、私も書いて出 していないのであまり大きく聞けないのですけれども、30万軒に対するそれだ けの労力、金額、そのことについてお伺いします。

小野環境創造課長 確かにおっしゃるとおり、全世帯ということで33万世帯弱に配布をさせてい ただいたところでございまして、回収率につきましては非常に悪いと認識をして おりますが、そもそもこの環境家計簿が、今までの取り組みとちょっと違うのは、 先ほども言いましたが、昨年度、地球温暖化対策条例をつくりました。この条例 を県民の皆様方に周知しようということが1つの目的にございました。

> それとあわせまして、地球温暖化の現状や地球温暖化防止のための対策が必要 だということを県民の皆様方によく御理解いただいて、一人一人に取り組んでい ただけるように、周知を図る意味合いでつくったパンフレットの中に、環境家計 簿に取り組んでくださいというお願いをしたところでございます。費用ですが、 約33万のリーフレットをつくるのに260万ほどかかっておりますので、1枚、 1軒に8円程度かなということで、周知をするという1つの目的から見れば、そ れなりの効果があったとは思っておりますけれども、各家庭から環境家計簿を回 収しまして、その集計、分析等を行うという面からは、数字的には大変残念な結 果になっていると思っております。

木村委員

では、配ったときの目標というか、どういうことを想定されていたのか。最初 から500軒くらいだと思っていたから、これでいいのだという、何かそんなふ うに投げやりのような気がして今聞いていました。

どのくらいどういうふうにする、そのためにどうするということがあってやっ

たのではないのですか。その辺のことはどのようにお考えですか。

小野環境創造課長

特にどの程度の目標にするというものは、当初から立てていませんでした。

おっしゃるとおり、最初からもう少し回収が進むようにということを考えれば よかったのではないかという御指摘だと思いますが、我々のほうでも、市町村に 回収ボックスを置かせていただいたり、あるいはコンビニエンスストアにお願い をして、回収ボックスを置かせていただいたりということには努めたわけでござ いますけれども、結果としてその回収ルートが少なかったということだと思いま す。

今後そういったことにつきましても、検討、検証はしていきたいと思っており

木村委員

もっとここにいらっしゃる報道陣にお願いをしてやればよかったと思うので すけれども、それはともかく、子供にキッズISOというのがあって、子供向け 環境家計簿というのがあるのですが、これは、1週間は今までどおり、そしてあ と1週間を家族で考えて取り組んでみるというものです。おふろはみんな入ろう とか、寝るときは全部コンセントを抜こうとか、家庭で話し合って、あとは実践 するということらしいのですが、子供の行ったことを必ずコメントを書いて返す という、それがキッズISOということで、子供エコネットというところで、ボ ランティアの方が県内でも30人くらいいらっしゃって、やっている。

このように、出すからには回収する、成果というものをきちんと、最後まで、 今後にどう生かすかということを考えなければ、ただ、周知徹底させればいいと 思って出したとか、一方的に市町村や区長さんたちは言うことを聞いてくれるか ら配布をしてもらおうということは、ちょっと安易であったと思います。ぜひこ のことについては、次にどんなふうにしていくか、そのままごみになって出てい るのではないかと思っているところですが、今後についての答弁をいただきます。

小野環境創造課長 御指摘もありましたけど、以前は、学校でいわゆる親子でエコチェックシート というものを1週間程度やっていたのですが、短期間であって、その実質的な効 果が見られないということがございました。それは19年度までやっていたので すが、昨年度はこういう新たな試みをしたわけでございます。しかしながら、先 ほど申し上げましたように、回収率が悪いということがございます。

> 実は、今年度は小学校の4年生、5年生のいる世帯の半分を選ばせていただき まして、そこに、やはりある程度の期間を置きまして、同じような格好で環境家 計簿に親子で取り組んでくださいというお願いをしています。そういったことで、 また学校を通してやっておりますので、回収率につきましてはかなり高くなるも のではないかと期待をしているところでございます。

ことしのそういった取り組みの結果も見ながら、また引き続き検討してまいり たいと思います。

木村委員

次になりますけれども、どうしてもテレビや新聞の影響というのはとても大き いと思うんですよね。緑のカーテンというのは大変よく放送で映像に映って、甲 府などの学校での様子、子供たちの様子が紹介され、私もそれに影響されて、こ としは2つ緑のカーテンをしました。

木材のほうの組合で、その枠組みキットをつくって売り出したというものをも らったのですが、大変いいことだと思ったので、それを500枚くらい印刷して、 自分の講演会のときに配りました。

もう一つ、菜の花プロジェクトというのがありますよね、遊休農地対策で農政

部と一緒。緑のカーテンは、キットのほうは木材のほうですよね。

そんなことなんですけれども、天野知事のときに指定校というのがあって、とても学校が熱心にやっていた記憶があるんです。そういうことを思うと、やはり知事部局と教育委員会、つまり、例えば山梨県小中学校環境教育プログラム開発委員会とかいうように、物々しい、しっかり名前をつけたりして、そして、縦ではなくて横のつながりを持った、きちんとしたものをつくったらどうかと思うんですよね。

緑のカーテン、菜の花プロジェクト、ほかにこういうものがあると、いろんなことを、横を1つにしたようなものが、環境を本当に考えていかなければならないときに必要だと感ずるのですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

小野環境創造課長

現在も実は教育委員会と連携を図っておりまして、例えば教育委員会のほうで教育センターで環境教育の専門研修をやるところに、本課の職員を派遣しまして、これまでの県の取り組み等についての説明や、あるいは教育委員会からの要望も聞いていくという状況でございまして、例えば、先ほど指定校をやっているというお話がございましたが、現在は教育委員会のほうでは、エネルギー教育に特化をして環境教育をやっていると聞いております。

御承知のとおり、本県の自然環境、こういった特色があるわけでございますので、それを生かす中で自然エネルギーに関する環境教育を充実させていくということで、エネルギー教育の指定をしまして教育委員会では取り組みを進めていると聞いております。

我々のほうといたしましても、そういった環境教育に対しまして、教育委員会と連携する中で、プログラムづくりや、手引書のようなものが作成できないかということは検討はしていきたいと思います。

木村委員

わかりました。

私は、講演会などではなくて、やっぱり子供たちはみずから体験をすると、さっき言った緑のカーテンなどで、いつも重い土を運んだりするのを見て、実際にやってみる、それによって知恵を働かせる。やっぱり子供の頭のやわらかいうちにいろんなことを実践させることが、将来そのことがずっと頭に残って、環境というものに対していいのではないかと思っています。

ですから、特に教育委員会だけにあんまり負担をかけてはいけないと思うんですね。そうしないと持続可能にならないと思うので、ふだん学校でやっているカリキュラムに何か加えるくらいでもいいと思うんですけれども。

それに、エコティーチャー派遣事業というのがあるそうですけれども、エコティーチャーというのは現在何人で、その予算はどのくらいで、今までどのくらい派遣したとか、実績について何かお伺いできればと思います。

小野環境創造課長

エコティーチャーの制度につきましては、これまで環境アドバイザーという制度がございましたが、今年度からそれを少し衣がえしまして、エコティーチャー派遣制度というものを実施しております。

このエコティーチャーにつきましては、従来からのアドバイザーの方で引き続きやっていただける方が21名ございまして、その方は引き続いてやっていただいているのですが、今年度から、新たに県民の皆様方の中から環境に関する知識や経験のある方、あるいはまた意欲のある方を公募いたしまして、その中から20名の方を選定し、エコティーチャーになるための養成研修を実施してまいりました。6月から9月までに計6回の研修をしていまして、20名の方をこの10月1日から新たにエコティーチャーとして登録しています。これまでの方と含め

まして、トータルで41名のエコティーチャーがいるわけでございます。

このエコティーチャーの皆様方に、学校や地域といったところから要請があれ ば、講師の謝金、それから、そこに行くまでの旅費につきましては、我々県のほ うで負担をするという制度になっております。

昨年度の例では、50回派遣をしております。今年度につきましては、今から 実施する予約の分も含めて、既に21回分のお話が来ている状況でございます。

木村委員

わかりました。

さっき話をしましたように、もっとこういう人たちを有効に活用されて、職員 も一緒になって、子供たちの教育に大いに活用してもらいたいと思います。

最後になりますけれども、いただいたこの表の中に、山梨環境科学カレッジ・ 大学院のことが載っておりました。環境学習における指導者派遣事業、出前講座 というものをやっているのですが、この学校が、難しいような印象を受けてしま うのですけれども、どれくらい派遣をされたり、授業をなさっているのか、お伺 いします。

望月森林環境総務課長 環境科学研究所では環境講座ということで、例えば環境体験プログラムの もとに、大自然の中でゲームを行うネーチャーゲームの体験であるとか、自然の 中での体験、活動をする講座を年4回することになっております。また、地球温 暖化をテーマとした講演会も毎年行っております。それと、富士北麓地域の自然 を観察する会といいますか、観察する講座も6回ほどやっているのですが、それ で計10回、環境科学研究所で環境講座を実施しています。環境カレッジという 40名の枠を募集いたしまして、その40名の方が今の10講座のうち5講座を 選んでいただいて受講するという制度です。それで、一定の講座を受講しますと、 奨励のために修了書を差し上げる。そういう事業でございます。

> そして、もう一つ、大学院というのがあるのですけど、カレッジを修了された 方に対しまして、研究員の方が専門的な講義を実施しまして、その年間10回を 受講しますと、今度は大学院の修了するという制度でございます。

> これに要する費用が50万円ぐらいになると思うのですが、平成15年から行 っている事業でございまして、カレッジを修了された方が188名、大学院を修 了された方が88名、当然これはダブっているわけですが、そのような状況でご ざいます。

木村委員

突然聞きましたので申しわけないのですけれども、県民がどれくらいこの学校 のことを知っているかということと、この内容が一般県民に還元されるような内 容なのか。卒業した人たちが、さっき言ったエコティーチャーになっていればま だいいのですが、どのようにその人たちが活動しているかという辺がちょっと疑 問に思うのですけれども。

望月森林環境総務課長 大学院を卒業された方につきましては、自然観察員に登録をしていただい ております。その中でいろいろなお呼びがかかれば、解説をしていただけること になってございます。

> そして、このカレッジの普及はどうしているのかという話だと思うのですが、 山梨県にまなびネットという制度がございまして、これはいろんな学習機会が載 っておりますが、市町村でやっているものもありますし、県がやっているものも ございます。そこに環境カレッジの講座もアップされておりまして、環境につい て学びたい方は、そのカテゴリーの中から選んだりできるようになっており、そ の中で広報をしているのが実情でございます。

木村委員 わかりました。

卒業された方が自然観察員になっているとか、やまなしまなびネットの中.....。

望月森林環境総務課長 中で講座の普及を図っているということです。

木村委員 大学院に入る人が多くなるということですか、済みません。

望月森林環境総務課長 まなびネットというのは、学習機会の情報提供のコンピューターのシステムです。県民にこんなカレッジがあります、こんな講座がありますという普及、 情報提供をしているということです。

木村委員

わかりましたけど、大いに活用できるような形でするということと、それから、 余りいい質問ではないかもしれないけど、その学校の年間の人件費など、金額的 なことはどのようになっていますか。

望月森林環境総務課長 環境科学カレッジの11講座につきましては、外部の方に講師をお願いしているのですが、トータルの予算が51万円。

木村委員 河口湖あたりに建物がありますよね。山梨環境科学研究所の人がここの先生に なっているのですか、私の勘違いですか。

望月森林環境総務課長 大学院につきましては、ここの研究員が講師となっております。カレッジ の部分につきましては外部にお願いをし、講師料を払っております。

木村委員 では、研究所のほうの費用はどのくらいかかっているか、お聞きしたいと思います。

望月森林環境総務課長 経費といいますと、この事業の経費ではなくて。

木村委員

いやいや、あの建物すべてで、です。わかりました、後でいいです。

私が言いたいのは、そういうものをきちんと世に出して、そして、県民にどれくらい還元されているのか。何か難しいことをしているとか、あそこにあるということを県民がどのくらい知っているかなど、そういう点があったものですから。もっと一般の県民も関心を持つような研究もしないと、もったいないのではないかなと。すばらしい先生方がいらっしゃるのであれば、そういうことの活用のために。

済みません、回りくどいような質問になったかもしれませんけれども、その点についてきちんと精査をしていただいて、県民にも親しまれるもの、それから、どのくらいお金がかかっているかわからないですけど、どれくらい県民に還元されているかなと、一部の人だけではなくて、県民全体のことから質問しました。以上です。

(公務中の被災による死亡事故について)

石井委員

2 カ月前のことを引き出すようで大変恐縮ですけれども、実は、峡南林務環境 事務所の職員の事故のことでお伺いしたいと思います。

8月に身延町の土砂崩落現場の測量をしようとしていた森林環境部の職員が、 土石流に巻き込まれて死亡するという事故が発生したわけでございます。 これについて、実は山日の8月4日の新聞でございますけれども、11時10分ごろ、主査の山鹿芳照さんですか、40歳の若さでお亡くなりになられたということでございます。そのときの談話の中で、日ごろから安全管理をして万全を期してきたが残念だというお話でございました。町としては同日午後5時から通行どめをしたということでございますが、きっと強い使命感のもとで、早期に災害の復旧を図ろうという中での公務中の死亡事故ということで大変痛ましく、また、残念なことでありました。

そこで、まず、当時の事故の概要はどうだったか、お伺いしたいと思います。 よろしくお願いします。

望月森林環境総務課長 事故の概要ということですが、事故が起きましたのは身延町地内の山の中、 山間地でございます。7月下旬の豪雨によりまして、まず土砂崩落が起こりまし て、集落の生活道路である町道に土砂が流出しました。

身延町では、町道の土砂を撤去するとともに、県に対しまして早期災害復旧を要請したところでございます。

要請を受けた峡南林務環境事務所では、まず7月30日に、崩落地の踏査を、実際歩いて行って、そこで、県単独の小規模治山事業により、谷どめ工、堰堤を配置する方針を図ったところでございます。それで、8月3日に、その谷どめ工の設置に係る測量のため、崩落現場に入ったわけですが、そのときに再度の崩落が発生し、土石流に押し流されたということでございます。測量につきましては、峡南林務環境事務所から8名、身延町役場から応援として4名がおりましたが、それらの職員につきましては、幸いにも崩落発生時に位置していた場所などによって、被災から免れたという状況でございます。

石井委員

非常に重い気持ちではありますが、安全対策について1つ伺います。

当然のことだとは思いますけれども、これまでも安全対策には取り組まれてこられたことと思います。こうした事故が起きるということは、そういった取り組みにもかかわらず、何らかの原因があったのかと思います。

そこで、まず、日ごろからどのような安全対策を行っていたか、もう一点は、 現場ではどのような安全確認を行ったか、確認をしたいと思います。

望月森林環境総務課長 安全対策の取り組みといたしましては、峡南林務環境事務所でも今年度になりまして2度、管理職が講師となって労働災害の研修を行っております。また、 労働監督基準局が業者向けの安全対策の研修をしておりまして、そのときも参加 するなど、日ごろから安全教育は行っているところでございます。

また、当日の朝、前日の雨量が22ミリ程度あったということを確認した上で、現地に赴いたわけです。そして、現地では30日に踏査した時点と、崩落の規模や状況に変化がない、また、浮き石もないということを目視で確認しておりまして、さらに、土砂崩落の予兆とされております沢水の濁りはないということを確認した上で、測量を開始したところでございます。

石井委員

わかりました。

起きた事故は取り戻せないわけでございます。そこで、今後このような事故を 起こさないために、今回の事故の原因や従来の対策の課題をしっかりと究明しな ければならないと思います。考えを伺いたいと思います。

望月森林環境総務課長 事故原因の究明と事故の再発防止に向けまして、事故の当日、森林環境部 内に技監を委員長とする事故調査委員会を設けております。

過日その報告書が取りまとめられたわけですが、事故調査委員会では、森林環 境部の全所属から選出された職員で構成される安全衛生委員会と合同で、現地調 査、関係者のヒアリングなどの調査によって、原因の究明を行ってきましたが、 その報告書では、安全対策の課題としまして、事故当日、測量の上部の踏査を3 0日にしたので当日は行わなかったということや、そして、見張り員の配置をし なかったということが課題ではないかということが指摘されております。また、 町道の早期の安全の通行確保が念頭にあって、現場条件を考慮する判断にやや欠 けたかなと、また、現場に潜む危険への意識が薄かったのではないか、林務特有 の現場条件を踏まえた、安全対策の研修などが足りなかったのではないかという 点が報告されております。

石井委員

確認の手落ちもあったようでございますけども、すべてのことに念には念を入 れるということが、まず大事なことではなかろうかと思います。このような事故 で優秀な職員を失うことは、県民にとって大きな損失であります。

こうした痛ましい事故を二度と起こさないために、明らかになった課題を踏ま え、今後どのように取り組んでいかれるのか、伺いたいと思います。

望月森林環境総務課長 報告書では、今後の再発防止策としまして、課題を踏まえて、業務に当た ってはいつも危険が潜在していることを意識した上で、日ごろからの安全推進体 制の改善、専門的研修の企画、実施、また、現場作業に当たり、余裕を持った行 動日程を確保すること、さらに、安全のための心がけやチェックポイントを定め た確認事項を確認することや、ヒヤリ・ハットした、そうした事項を職員同士で 共有することなどを安全活動と位置づけて実施する。さらに、測量業務に当たっ ては業務開始前に、どんな危険が起こるのだろうか、その緊急事態が発生した場 合の避難方法や避難経路を周知するとともに、落石が起こる可能性がある場合は 見張り員を設置する、そのような対策をとることが報告書に記載されております。 今後、この報告書に基づいた安全対策を各所属、全職員に徹底して、安全対策

小林森林環境部長 幾つか質問をいただいたわけでございますけれども、職員が公務中、公務遂行 中に被災して死亡するという、あってはならない事故が生じたわけでございます。 まことに残念であると同時に、胸が痛む思いと御遺族にかける言葉もないわけで ございます。

に取り組んでいきたいと考えております。

事故当日には早速、重大事故ということで事故調査委員会を立ち上げまして、 原因究明や再発防止策についての調査を行ったところでありまして、その委員会 から、今後とるべきさまざまな安全対策を盛り込んで、報告をいただいたところ であります。

今後はその報告内容等をよく職員に周知しまして、具体的な対策や、回避でき る最大限の努力をしていく必要があると思っておりますので、危険なところへ行 く業務等々もありますけれども、さらにそういうものは徹底してやっていきたい と思いますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

石井委員

ただいま、望月課長、また、小林部長からもしっかりとした取り組みを伺った ところでございます。

生命の大切さ、とうとさ、それで事故の痛ましさを教訓として、森林環境部関 係者のみならず、全庁的な課題であると思います。ぜひ、二度と事故のない、明 るい職場づくりに全力で取り組んでいただきたい、こう思っています。

(間伐材の活用について)

中込委員

1点、端的に質問させていただきます。

間伐材の活用について質問させていただきます。

午前中も審議がありまして、保全等でありますが、間伐等をして、森林の整備 及びその促進を図るということであります。そうすると、当然間伐材はふえてく ると思うのですが、その間伐材をどのように利用しているのか、その辺の現状に ついてまずお聞きして、どのぐらい間伐材が出て、何%ぐらい活用されていて、 どんな方向で使っているか。お願いします。

安富林業振興課長 間伐材の利用についてでありますけれども、ここ3年ほどの平均でいきますと、 年間5,000ヘクタール程度の間伐をやっております。そして、これは間伐材 の材積に換算しますと、材積で利用されているのが10%から20%の間で推移 をしております。材の利用の内訳ですけれども、6割ほどが建築用材、その他が チップや、くいなどに利用されております。

以上です。

中込委員

今、利用が10から20ということで、一般的に素人が考えたときに、すごく もったいないということと、何でこんなに少ないのかと感じるのですが、その理 由は何かあるのでしょうか。

安富林業振興課長

間伐材につきましては、やはり搬出コストがかかるということが一番のネック だと思います。

これまでも間伐材の利用は10%か20%程度ですが、進められてきました。 道に近いところや、ある程度建築材として利用できるもの、そういったものを中 心に利用されてきています。

中込委員

今まで大体10%か20%ということで、将来、もう少しこれを活用するとか いうことを、県としては何か考えておられるのか、お聞きしたいです。

安富林業振興課長

先ほど言いましたけれども、条件のいいところは大分使われるようになってき ております。

県では、今まで利用されなかった細いものや、ちょっと曲がっているものなど*、* そういう間伐材も含めて、近年注目を集めているバイオマス関係に利用できるよ うに、木材協会の中にバイオマス利用支援センターを立ち上げまして、どこの山 の中に間伐材があるのか、そして、どういう利用者がいるのかという情報を突き 合わせて、間伐材が動くような仕組みといいますか、情報提供をすることにして おります。

中込委員

いずれにしても、業者でやらせるのではなくて、例えば今の情報や、個人が自 己責任を持ちますからとりに行かせてくれといったときに、それを利用させてく れるとか、何か積極的な活用をしないと、もったいないと思います。森林を整備 する上でも、そこに置いておくより利用したほうがいいということになる。先ほ どの木村委員の質問にもありますけど、情報をきちんと提供しながら、利用でき るのかできないのか、利用する場合においては自己責任ですよということを明確 にして、できるだけそういうものを、10%ではなくて、20、30、40と使 うように、そこに朽ちさせてはもったいないような、無駄な感じがしますが、御 所見はいかがでしょうか。

安富林業振興課長 間伐材を自由に持ち出して使えるような仕組みということでありますけれど も、県としましてもこれまで、例えば山の日のイベントなどのときに、間伐材を イベント会場まで運んで、自由にお使いくださいということをやったことがあり ます。ほかの県の状況を調べてみたのですが、ほかの県においても、山から自由 に持ち出すという仕組みは、なかなかできていない状況です。

> 一番の問題は、先ほど委員もおっしゃられたように、素人の方が行って、山の 中にどういう状況であるのかもわかりませんから、使いやすい状況に切る、チェ ーンソーで切って急峻な山から持ち出す。木材は非常に重いものですから、滑っ たり転んだり、木そのものが運んでいる人に当たったりなどという問題もありま す。

あと、仕組みを考える上におきましては、例えば、ある一定の地域と、ある一 定の必要としている人たちの、まきをストーブに使いたいというグループがいて、 そのグループの方は、一定のところから持ち出すという約束事をつくるという取 り組みは、地域ごとでは可能だと思います。県としましては、持ち出す場合の技 術的な支援や、先ほども言いましたけれども、こういうところに間伐材がこんな 状態であるという情報を、調査しながら皆さんに提供していきたい、側面から支 援していくことを考えております。

中込委員

もう終わりにしますが、いずれにしましてもできるだけそういう情報を提供し ながら活用する方向でお願いをしたいということと、やっぱり、県の財産であり、 材木なら普通、これはお金にしようと思うわけじゃないですか。だから、そうい う意識をこれからはみんなが持って、少しでもそれを利用する、山梨県が豊かに なる、そういうことを考えていくべきだと思っていますので、それを申し上げて 終わりといたします。ありがとうございました。

(林道の整備について)

小越委員

林道について、まずお伺いします。

富士・東部の菅野盛里・鹿留線ですけども、なかなかここはあかないのですけ ども、完成まであと何メートルあるのでしょうか。

深沢治山林道課長 菅野盛里線の現在の進捗率は72%でございます。

小越委員 あと何メートル。

全体延長が20キロですが、現在まで13キロやっておりますので、あと7キ 深沢治山林道課長 口でございます。

小越委員

菅野は7キロで、鹿留のところは御答弁がなかったのですけども、そうします と、菅野盛里はたしか27年度完成となっているんですけど、1年間に1キロや るということでしょうか。

深沢治山林道課長 そのとおりでございます。

小越委員

菅野盛里でいきますと、最初の予定が昭和62年に採択されて、全体計画延長 は今も変わらないのですが、昭和62年から平成20年度までの間で、30億で やるということになっていました。事業の変更があり、1回目の変更で20年度 までで70億となっています。なぜ倍以上にふえたのでしょうか。

深沢治山林道課長 社会情勢、経済情勢の変化、それから、基準の見直し等でございます。

小越委員 基準の見直しというのはどういうことでしょうか。倍以上にふえるのは社会情勢の状況といいましても、ちょっと理解に苦しむのですが。

深沢治山林道課長 基準の見直しは、採択を過ぎてから、全国的に大きな災害を受けたりしました ので、国からの基準も、災害に強い林道をつくれということがございました。そ れで構造物の見直し等をしておりますので、そのための経費もかかっております。

小越委員 それで、平成14年にもう一回計画期間の延長をして、平成27年、7年ふやしています。それで、あと7キロ、1年間に1キロするというのですけど、この計画でいきますと、平成27年までに完了するのでしょうか。

深沢治山林道課長 完成する予定で事業を進めております。

小越委員 そうしますと、今までにかかった費用を単純に、当初の30億でいきますと、1メートル当たり多分14万くらいだと思うのですが、70億になった関係で、1メートル34、5万になっていると思います。34、5万に1年間の1,000メートルを掛けた金額、これを7年間掛けていくと、70億で足りるのでしょうか。

深沢治山林道課長 これは、平成14年に期間延長しておりますが、70億の事業を変更しないで期間延長をしたいという申請を国に出しておりまして、認められております。 その後、第三者委員会であります公共事業評価委員会においても、この旨提案しまして、内容を精査していただいて、私どもの提案どおり、この金額でできる。私どももこの金額でできると思っております。

小越委員 それで、菅野盛里線は、完了していないからクローズになっているんですけど、 そうはいっても途中まで、13キロも進んでいるわけですから、どのくらい木材 の搬出をされているのか、立方ですとか金額とか、どうでしょうか。

深沢治山林道課長 金額については集計をしておりませんけれども、植栽にかかる面積、それから、 保育にかかる面積、間伐にかかる面積を合計いたしますと、現在までで640ヘクタールほどをやっております。今後も200から300ヘクタールの予定をしておりまして、整備率、全体のカバー率でございますが、約41%は整備をしております。

小越委員 植栽、保育、間伐ということで、主伐、切り出してそれを使うという主伐はやっていないのでしょうか。

深沢治山林道課長 過去6年間においては、主伐はやっておりません。

小越委員 そうしますと、主伐はいつから始められるのでしょうか。これを完了しないと、 主伐はできないのですか、それとも、途中からでもできるのでしょうか。

深沢治山林道課長 森林の主伐につきましては、地域森林計画、それから、県有林につきましては 管理計画に定められておりますので、その林分で当たったところ、その林道が利 用できるところで主伐期に当たれば主伐をいたします。

ただ、何年何月に、どこの木を、どの林分を切るかという詳細については現在 ここで申し上げることはできませんが、長期計画はございますので、また御質問 があれば、その資料は提示できると思います。

以上です。

小越委員

もう一つの鹿留のほうも、平成8年に採択されて、平成30年に完了するとい うことで、これは66億8,500万で、単純に計算するとメーター43万か4 4万だと思うんです。林道にしては高いのではないかと思うのですが、いかがで しょうか。

深沢治山林道課長

これは採択年度が平成8年でございますけれども、そのときの基準、それから 平均単価を掛けて全体事業費を出したものですから、15.2キロを66億でや るという数字は妥当だと思っております。この規格に当たっては、この程度の金 額は必要と思っています。

小越委員

平成15年の公共事業再評価、林道全般についての中間意見書を見ますと、急 峻なところや、地質の不良なところで工期の延長が多いのですが、そういうもの は整備効果も遅く、コスト感覚を持った時間管理が必要だと言われています。

そこで、ほかの林道もですが、どのようにしてコストを下げる努力をされてい るでしょうか。

深沢治山林道課長

林道の基準がございますけれども、基準の弾力的な運用を行っております。

一例を申しますれば、ここは幅員が5メーターの林道でございますけれども、 区間によって4メーターに変更して、少なくとも1,000メーターはやろうと いうことをやっておりますし、それから、のり面保護につきましても、従来モル タル吹きつけをしていたものを、間伐材を利用したものにする。それから、客土 吹きつけにするというように、コスト縮減は図っております。

小越委員

コスト縮減を図っていると言うのですけど、できたところから主伐も含めて、 先ほどの間伐もですが、やはり利用したほうがいいのではないかと思うんです。 全部でき上がるまであと7年かかるんですか。それから主伐をどうするかでは なくて、できたところは使えるようにするべきで、ほかのところでは完了しなく ても、どんどん切り出すところもあると思うんです。これでいくと、コストを7 0億かけても、結果として出てくるのはかなり先かなと思います。そこも含めて、 コスト縮減をもう少し考えていただきたいのと、できた道のところはできる限り 利用されるほうがいいのではないかと思うのですけど、いかがでしょうか。

深沢治山林道課長 先ほどの説明でちょっと足りなかったのか、誤解をされているかと思いますが、 あけたところは、先ほど申しましたように植栽、保育、間伐等に既に利用されて おります。ここには計画がなかったものですから、開設した林道が主伐には使わ れていません。

> 先ほど申しましたように、主伐につきましては当然計画的にやっておりますの で、順次伐期が来れば、そこを切っていく。切った後は植栽をして、また、そこ が大きくなれば間伐もしますし、枝打ちもいたします。

> したがって、主伐がゼロでおかしいという御指摘ですが、そこには計画が今の ところない。あと二、三年たてば出てくるかもしれませんし、それは私の範疇で はないので、先ほど申しましたように、県有林であれば、県の経営計画、管理計 画、それから、民有林であれば、地域森林計画に伐採計画がきちんとありますの

で、それで利用されていくものと思っております。

それから、開設したところの利用についてですが、先ほど申しましたように、 既に保育間伐等には使われております。これは、一般の方の乗り入れを部分的に 遠慮願っているものでございまして、林業関係者には、既に開設部分については 十分使っていただいておると認識しております。

それから、一般の方への開放についてですけれども、現在工事中であるという こと、それから、途中の待避所、旋回所の関係もありますので、部分的には入り 口から期間的にとめる場合もありますけれども、基本的には、できたところは一 般の方にも入っていただいて利用していただく、こういう考えでおります。

小越委員

主伐の計画を出してもいないのですけど、ここは林道を通して、その材木を出 すと。だから林道をつくったと思うのですが、道だけあけて、計画を出すのは後 からというのは、逆だと思うんですよ。ここの材木を出すから、だから道をつく るというのが筋だと思うのですが、これからどのくらい出すかは、またいろいろ な方たちと考えてと、道をつくってから考えるというのは逆ではないでしょうか。 それで、今は、この菅野盛里、鹿留では金額的には何もないという理解でいい んですか。

深沢治山林道課長

先ほど申しましたように、林道をつくって、林道があいた後、物を出すのでは なくて、その都度、法律に基づいた法定計画で伐採計画は決まっておりますから、 あと10年20年後にそこを切るということへの先行投資をしているという意 味合いも当然あります。

それと、主伐だけの林道ではありませんので、何回も申しますように、植栽、 保育、間伐でも十分利用しております。それが良好な森林環境の創出につながっ ておりますので、木を大きくして育てて、また20年後30年後の主伐期を迎え る、このときに基幹林道として使えるようにということで、菅野盛里線は整備し ております。当然のことながら、そこから先、主伐期に向かいますと、支線、作 業道をそこから入れることになりますけれども、全線作業道というわけにはいき ませんので、幹線となる菅野盛里線をまず整備する、それから、整備する林分へ とつなぐ、こういう全体計画をつくっております。その計画はきちんと決まって おります。

小越委員

先ほどの間伐のところは16.4ですよね、利用に対して。菅野盛里もかなり たっているのですけども、この間伐の16.4というのは妥当な数字なんでしょ うか。

深沢治山林道課長 間伐のこの数字が妥当でなければやらないわけなのですが、現実に山に行って、 その林道が間伐に必要かどうかということを調査してからかかります。それも決 まっておりますから、私どもが調査して、この6年間には16.4ヘクタールを 間伐したという実績でございます。

小越委員

もう終わりますけども、70億かけてこの数字ということで、その後どうなる かということを、もっと明らかにしてもらいたいと思います。30億が70億に なり、そして、20年度までの予定が27年度に変更になり、急峻な地形だから 1 メートル44万もかかるというのは、その金額だけ見ますとどうしてかなと思 うんです。

それは計画があるからいいという。では、計画をしっかり出してもらって、い つから主伐をするのか。先ほどの話を聞きましても、間伐にどのくらい使われて

いるのか、森林整備が必要だからこれを通すのであれば、もっと間伐が進んでいていいはずだと思うんですけど。

この計画でちゃんと達成できるのかどうか、そこをしっかり示してもらいたい と思います。

深沢治山林道課長 先ほど 1 6.4 と委員が申されまして、私も 1 6.4 と申しましたが、これは 1 6.4 % でございます。全体では 2 5 0 ヘクタールを間伐しております。

主な質疑等 県土整備部関係

104号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条 債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(繰越明許費について)

小越委員 県土の3ページですが、繰越明許費の中に、140号の話があったのですけれ ども、いわゆる西関東連絡道路の延伸が入っているのでしょうか。

上田道路整備課長 上から2段目、国道橋りょう改築費が、トータルで10億4,750万円と記載してありますけれども、この中に入っています。

小越委員それは幾らで、繰越明許になった理由は何ですか。

上田道路整備課長 金額は、今年度、西関東連絡道路は、二期ですけれども、昨年度が3億円で、これは3月に内示があり、今年度は7億円ということで、全部で10億円です。それで、繰越明許額は1億ちょっとという数字で、箇所数は5カ所ございます。その内容は橋梁設計を委託するつもりで、本来は9月ごろまでには出したかったのでございますが、その前の段階になる地質調査等が、現地の立ち入りに時間がかかり、おくれてしまった。よって、地質調査を経た後に詳細設計を出しますので、年度をまたぐ工期が必要になったということで、橋梁5カ所についての詳細設計を今回お願いしております。

小越委員

私は、西関東連絡道路は延伸する必要がないと思っていますので、この点は反対します。今、国の公共事業見直しの中でも、例えば高速道路を4車線化予定のところは、2車線でいいのではないかという話もあります。そもそもここのところは一回、事業採択を見送られたという経緯もあり、この道路は、なくても今のままで十分だと思っていまして、この繰越明許をすること自体にまず反対をします。

(急傾斜地崩壊対策事業費について)

もう一点、県土9ページの急傾斜地崩壊対策事業費、6月補正でもお聞きしました。この負担金500万というのは、どこの町に負担してもらうのですか。

望月砂防課長

ただいま御質問いただいた負担金につきましては、申しわけありませんが、手持ちの資料で確認できないのですが、今、急いで調べていますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。済みません。

小越委員

南部町ほか24カ所と書いてあります。この500万がすべて南部町なのか、ほかの町もあるのかです。今までも聞いたのですが、事業費の1割程度を払ってもらうということでしたが、今回は5,500万で500万というのはどうしてですか。

なぜそこが即答できないのかわからないのですけれど。それでは、この500万を事務費に充てているというお話は前にいただきました。では、この500万で、事務費は具体的に何にどういう基準で使っているのかお示しいただきたいです。

望月砂防課長

資料がすぐ出せなくて申しわけありません。

500万が、単純計算で5,500万円に対する1割にならないというのは、 箇所によって、地元負担金というか、受益者負担金が10%になるところもあり ますし、5%のところも、15%になるところもありまして、その関係で、ちょ っと計算が合わないという結果です。

受益者負担金の10%の使い道というのは、前回も御説明させていただきましたけれども、工事費と事務費をあわせて事業費という言い方をしてあり、事業費の10%とか5%の負担をいただいたということですから、全部が事務費ではないということです。その負担をいただいた金額のうちのさらに一部が事務費として使われるということで御理解いただきたいと思います。

小越委員

ということは、この急傾斜地崩壊対策事業にかかわる事務費ということでいいですか。それとも、不適正支出の問題もありますけれども、すべての県土整備部、また、砂防課、出先の機関など、そこの事務費にも入っているということですか。

吉澤県土整備総務課長 この事務費につきましては、前回も申し上げましたけれど、人件費やその他の事務費ということで使っております。それで、当然、国庫事業ですので、国と使途、内容については協議をしています。国庫も負担金も含めて、使途を明らかにして使っております。ただ、今までこの内訳について、市町村に明示してこなかったという実態がございます。つきましては、ことしからその内容については原課を通じて市町村に、どういった内容で使うのか、例えば工事費に使うのか、あるいは測量試験費、用地費、事務費等いずれに使うのか、そのうち、人件費、旅費、庁費、そういったものに幾ら使うのかということを、市町村に通知するということにしております。

小越委員

通知していただくのはもちろんなのですが、人件費や旅費、庁費はこの500万を按分するということですか。例えば庁費は、出先の機関は1年間に水光熱費が何千万かかるので、この負担金のところを按分するということですか。全部どんぶりで使っているんじゃないですか。

吉澤県土整備総務課長 事務所はいろんな事業をやっております。こういった通常砂防だけではなく、今見ていただいたような国道の事業、あるいは河川の事業、そういったものを、事務所全体で使っております。ですから、大体のものについては事業費も按分ということになるのですが、人件費につきましては、そこに携わっている職員がわかっておりますので、その職員の人件費に、事業費に応じて案分して充当しています。

小越委員

ということは、人件費のうち、例えばその方が1カ月30万の給料だったとしたら、そのうちの急傾斜地崩壊対策事業にかかわった分の5,000円とか1万

円は、そこへ人件費で入るという、そういう理解でいいですか。

吉澤県土整備総務課長 そのとおりです。

小越委員

ということは、そのほかに例えば事業主負担の分の共済費がありますね。その部分はどなたが払っているのですか。それも市町村が払っているのですか。その部分も含めて按分で払っているとすると、市町村はそれを負担しているということですか。

吉澤県土整備総務課長 共済費につきましても、補助事務提要で補助金の対象になっております。 したがいまして、今の市町村負担分につきましても、その負担割合に応じて入っ ているということでございます。

小越委員

私はこれは不明確だと思います。按分すればというけど、市町村が県の人件費を負担しているということですね。

和歌山県や熊本県では市町村負担金廃止を決めました。山梨県では、先ほど内 訳を明示すると言ったのですが、内訳明示だけではなく、そもそも廃止というような方向は考えられないのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 この事務費につきましては、私どもは当然その事業を執行するに当たって は必要な経費と思っております。したがいまして、補助金が事務費に充てられる ということでございますので、現行制度の中でそういった事務費にも充てていき たいと思っています。

望月砂防課長

先ほど、急傾斜地について、負担金が今回500万計上されているのはどこの市町村かというお話がありましたけれども、これは私が勘違いしていまして、先ほど説明させていただいた、県の当初予算と国からの内示との差額を今回5,500万補正という形で計上させてもらっており、それを1カ所でどこか落とすということをせずに、年度当初は矢島ほか25カ所に少しずつ金額を抑えてつけ、5,500万円分を下げて調整しています。今回、国の決定が5,500万上乗せされたということで、その25カ所にまた戻すような形で計上しています。要するに、25カ所のそれぞれの負担金に相当するものを合計すると、500万になるというものです。

そのように見ていただければ結構だと思います。

吉澤県土整備総務課長 先ほど熊本県と和歌山県の話が出ましたが、維持管理費の負担金について 廃止をするとのことでありまして、急傾等の負担については徴収しているという ことでございます。

討論なし

採決 起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第107号 平成21年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第109号 契約締結の件

質疑 なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第110号 契約締結の件

質疑

小越委員

1点確認なのですが、先ほどの新倉トンネルもそうですけど、今回のところは落札率98.2で、応募が1つ、入札も1つ、競争がありませんでした。それについてどうお考えですか。

吉澤県土整備総務課長 委員御指摘のとおり、今回の入札参加者数ですが、先ほどの新倉トンネルについては2 J V、それから、新天神トンネルについては1 J V の参加でした。 落札率が96.0%、それから98.2%ということです。

この公告のときの要件として、県内のAランク3社のJVという要件を設定しております。Aランクの業者が現在66社ございまして、代表構成員の過去の実績等から、代表となり得る業者数ですが、先ほどの新倉トンネルについては24社、それから新天神トンネルにつきましては32社でございます。Aランクの業者が66社ということですので、理論的には22JVの参加が可能であるということでございます。

本県の入札につきましては、おおむね20社から30社ぐらいが参加できるような競争性を確保するということで執行しておりますので、結果として1JVの参加にとどまっておりますが、適正に執行されたものと考えております。

小越委員

入札してこなかった企業がある、それはわかりませんというお答えですけど、それにしても二十何社入れる予定が1社しか来ない。しかも98.2という高い落札率なんですよね。さっきの入札も96.2で2社です。決して競争があったと私は思えないのですが、例えばこの予定価格が低くて入れにくかったとか、そういうことはあるんですか。そういうことは考えられないのですか。

上田道路整備課長 単価の設定ということだと思いますけれども、基準に沿って適正に調査をした 上で積算したものでありますから、その単価が低かったとか、適正でないという ことはない、適正だったと思っております。

小越委員 そこを言ってもしようがないと思うのですが、当局とすれば、なぜこのような 状況になったのか、競争は結果的にはなかったわけですよ。分析など、これから

どのようにしていこうとお考えなのか、お聞きしたいです。

吉澤県土整備総務課長 本県の落札率につきましては、かなり高いと言われております。そこで、 各県の状況、これを今調査しているところでございます。入札契約制度等は、本 県につきましても一般競争入札を執行していますし、それから、電子入札の導入 や総合評価制度の導入、それから入札監視委員会の設置など、そういった制度に つきましては、他県と同様の内容であると思います。したがいまして、今後は、 こういった 1 社入札であるとかいったことが、どうして発生するのか、その辺を 調査しまして検討していきたいと思います。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第111号 変更契約締結の件

質疑 なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(県民情報プラザ等解体工事について)

内田委員

それでは、所管事項について幾つか質問したいのですが、まず、防災新館、情報プラザほかの解体工事について、8月に入札が行われましたね。それで、まず確認をしておきたいのですが、解体工事の発注をしたときに、RC構造で発注をしたのか、それともSRC。RCというのは普通の鉄筋コンクリートですね。SRCというのは鉄骨鉄筋コンクリートだと思いますけれども、どちらで発注をされましたか。

末木営繕課長

公告は6月30日に行いました。そのときには、県民情報プラザはRC、県庁第一南別館はRC、県庁第二南別館についてはRCとSと、記載して公告をいたしました。

内田委員

昔の西友といいますか、西武といいますか、ここの設計図はそのときに持っていたのですか。

末木営繕課長

今、内田委員がおっしゃったとおり、もともと県のものではなかったものですから、そのときに構造図がまだ判明しておりませんでした。

内田委員

発注をしたときにRCで発注をして、実際は設計図が出てきたんですよね、たしか。

末木営繕課長 -

その後、構造図が出てまいりました。

内田委員

落札したときですね。落札したとき、落札業者は、当然、発注がRC構造であるのだから、見積もりあるいは積算等はRCのものとして積算をしていますよね。それは間違いないですね。

末木営繕課長

はい、そのとおりでございます。

内田委員

これは、予定価格が、たしか4億5,00万円近い金額だと思うのだけれど も、1億円近いショートで、80%を切っていたと思うんですよ。79.何%ぐ らいの落札で、業者にとってみれば、RC構造で応札をしているのだから、当然 それなりの見積もりあるいは積算をしていると思いますよね。それにしても7 9%というのは低いですよね。我々のような議員の立場で考えても、あるいは一 般の県民から見ても、4億5,000万近い予定価格の解体を1億円もショート して落札をしたと、それだけでも何となく怖い、安心・安全という部分でも非常 におかしいなと思いますよね。

それが、実際は構造が違っていたわけです。これも非常におかしいですよね。 普通ならば、これはやり直しだと。そうでしょう、明らかに県のミスなんですよ。 **県がミスを犯しているのだから、私はこの入札はやり直すべきだと思うのだけれ** ども、入札のやり直しはしなくて、恐らく県はプレッシャーをかけて、この金額 でやらせたという状況は間違いないですね。

末木営繕課長

今、委員がおっしゃるような、プレッシャーをかけてというのは……。

内田委員

その部分はとってもいいや、とにかく1億円ショートしたと。

末木営繕課長

低入札価格で、1億弱ショートした79.8%で入札をしたということは間違 いございません。

内田委員

これは物すごく大きな問題だと思うんです。こういうことは、多分、ホームペ ージか何かで情報は開示していると思うけれども、一般の県民で興味を持ってい ない人は全くわかりませんよ。しかも、今回の情報プラザのところは、まさに山 梨県の県都甲府市の中心で、あそこへ防災新館というものを建てようとしている わけでしょう。しかも、構造も違っていた。SRCのほうが、多分解体する費用 だってかさみますよ。だれが考えても当たり前のこと。

だけど、県はそういうところも、議会へ諮ったのはまさにここです、この場で すよ。我々がここで何か言わなければ、何もないんですよ。そういう異常なこと が平然と行われているということを、きょうは大いに報道してもらいたいんだよ ね。こんな異常なことをやっているということが、非常に不思議でしようがない。 ここで、部長、これはあなたの責任なんですよ。これはまだいっぱい問題が出 てくるのだけども、とりあえず、やり直しをしないというのはどうしてですか。

下田県土整備部長 通常、条件の変更が生ずれば、変更対応するという考えだと思います。この件 についても、変更対応する案件だと思っています。

内田委員

ちょっと意味がよくわからない。変更対応ということは、入札をやり直すとい うことですか。

末木営繕課長

この件につきましては、確かに今、内田委員もおっしゃるとおり、発注後にS RC構造ということが判明しましたので、そのときに落札をしたJVとも協議を いたしました。そして、SRCということになりましたので、変更契約で対応を したいと、JVとも話をしてございます。

そこで、先ほど内田委員がおっしゃいました、プレッシャーという言葉が妥当

かどうかわかりませんが、あくまでもプレッシャーということではなくて、JV に説明をいたしまして了解を得ております。

内田委員

常識で考えてもらいたい。 4 億 5,0 0 0 万近い予定価格を 1 億円ぐらいショートして落札した、これだけでも私は異常だと思うんだよね。県の防災新館を建てるための解体工事をあの中心街でする、こういう工事こそ安全性が非常に大事だから、十分な見積もりをしてもらって、予定価格に近い金額で落としてもらっていいと思う。さっき小越委員が言われたけど、あれとは全然状況が違うんです。こういう工事こそ、安全性を大事にしてもらいたいと思うわけなんですよ。

それなのに、条件変更の対応だけで話し合いをして決めましたなんてことは、これは絶対おかしいですよ。そうではないですか。我々は議員だからおかしいと思うのだけど、あなた方は県職員でいつもこういうことをやっているからかもしれないけれども、感覚的におかしいんじゃないですか。これはおかしいと思いますよ。やはりやり直すべきだと私は思いますよ。やり直すべきだと思う。

末木営繕課長

確かに内田委員のおっしゃるとおり、あそこは歩道に隣接をしております。車道も隣接をしております。そして、一般の商店も隣接をしております。そこで、私どもも工事を進めるに当たりましては、安全に事故なく進めていただく、これが第一条件でございます。

ですから、まず、契約が決まりましたときに、これは異例なことでございますが、JVの代表者に来ていただきまして、ぜひとも安全に、絶対に事故なく工事を進めていただきたいというお願いを申し上げました。当然、現場はもちろんのこと、その周辺に事故があってはなりません。これをお願いをいたしまして、JVも、それはもちろんですと。そして、これも異例のことでございますが、下田部長のところへも私が御案内いたしまして、部長からもそれはよく申し伝えていただきました。ですから、私どもは、安全・安心に工事を進めるということを、第一に考えております。

内田委員

実際、工事を落札した業者は3社のJVだと思うのだけれども、今の解体工事の流れを見ると、中心になる業者というのは建設屋さんなんですよ。要するに建てる専門家が、中へ入って落とすんです。この場合も、私の調べたところだと、このJVの中心になっているところは、解体の機械なんか一台も持っていないじゃないですか。ということは、必ずどこか下請へ出すんですよ。そうすると、そこでまた間を抜くんです。そうでなくても、1億もショートして、本当は予定価格はもっとのさなければならないのだから。構造自体が違っているのだから、お金がかかるべきものを、お金がかからないもので予定価格を出したのでしょう。それはもう県のミスなんですよ。発注をしたときのミスなんです。

それを変更だといって、安全にやれよと話し合いをして、向こうがやりますよといって認めましたと。では、もし事故が起こったときはだれが責任をとるの。知事がとるんでしょう。そうじゃないですか。こんなもの、時間をかける必要があるんじゃないですか。何でそんなことを急ぐんですか。入札のやり直しをすべきですよ。

小池県土整備部技監 今の変更かやり直しかという話ですけれども、通常、工事を出す場合、当然調査して、設計を組んで発注します。その際に、当初の設計と異なる場合、もしくは間違いがあった場合、これは条件変更として、変更して対応するという形でやっています。

今回の場合は、RC構造として我々のほうも提示して、向こうもRC構造で積

算したものですから、R C 構造の解体として入札にかけ、3 億で入札したものです。入札は、当然、低入札にかかっていますから、それはできるかどうかという審査もしています。今回の発注に当たって、建設請負会社という話が出ましたけれども、当然、私どもはこういった解体工事をする場合は、とび・土工・コンクリート、要するにとび・土工という解体専門の業者なんです。そういった業者を対象に、なおかつ、こういった場所ですから、請負額2,000万以上の解体工事の実績がある会社が代表構成員になってくれと。ほかの構成員については50万以上の実績のある者が構成員としてやってくださいという規定を設けて、そういった」Vを結成してくださいと。

その中で、今回は総合評価型ということで、当然、金額、落札額もありますけれども、その業者が信頼に値する業者かどうか。業者の提案に私どもが求めたのは、施工計画の中で、1点は、本工事は狭い敷地内で高層の建物解体工事なので、解体の施工方法の工夫といったこと、それから安全対策といったことについて求めまして、それらの業者のJVの提案がほかの業者よりよかったということ、その提案と金額をあわせた総合評価が一番高いということで、信頼性を置いてこの業者に落札決定したというものです。

ですから、今回のRCとSRCの違いについては、当然、後にSRCが発覚したわけですから、これは変更対象として対応したいと思っています。

内田委員

議論を一番もとへ戻そう。どうして設計図が見つからなかったんですか。そこからいこう。

末木営繕課長

これにつきましては、当初から県が施工して建てたものではありません。一番最初は中込デパート、そして西友、西武、そして、かなり時間がたってから県が購入したというものでございます。それで、その図面につきましては、なかなか全部のものがそろわなくて、発注時には構造図が手元になかったということでございます。

内田委員

どうやって、どこから出てきたのですか。

末木営繕課長

これにつきまして、私も場所までは承知しておりませんが、発注が終わり、入札が終わった後、たまたまというか、古い図面の中から出てきたということでございます。

内田委員

まあ、いいや。今の議論はちょっとこっちへ置いておいても、とにかく、これは委員さんみんなそう思っているけれども、やり直したほうがいいと思いますよね。

そして、まだいっぱい問題があるのだけれども、さっきも技監がJVの総合評価だとか、とび・土工だとかという問題を出してしまったので、議論がごちゃごちゃになったけれども、これは地上11階で地下が3階あるんですよ。地下3階ということは、多分10メートルぐらい地下があると思うんです。今までこんな解体の工事はやっていないです。県内では、初めてみたいなものですよ。昔、松林軒というのがありましたよね。あそこを取り壊すときも物すごい問題があって、あれはたしか大阪の業者あたりが強引にやったのだけれども、地域の住民からいっぱい問題が出て、そんなことを言っているうちに終わってしまったんだけどね。それで、隣のビルにひびが入ったり、いろんな問題が出たんです。そういうことがあったのだけれども、こんな高層物を県がかかわったのは恐らく初めてだと、私は思います。

それで、業者を見ても、1社については解体の手持ち機械は一台も持っていないじゃないですか。そういう中で、総合評価だとか言うけれども、入札のあり方をもう変えるべきだと思うんですよ。

要するに、解体というのは解体を専門にやる人たちのJVでやるべきですよ。 そこのところが間違っているから、常にこういう問題が出てくるんですよ。解体 だって、大きなものをやれる人もいる、内装が得意な人もいる、そういう人たち がJVを組むのが理想だと思います。そういう方向に持っていくことがやっぱり 必要だと思う。

こんなことをやっていたら、事故が起こったときに、最終的には知事の責任ですよ。私たちは知事の命取りになるのが困るなと思っているんです。だから、やり直せと言っているんですよ。絶対に入札をやり直すべきだと私は思います。

しかも、低価格の入札だったわけでしょう。それ一つとっても問題なのに、本当は予定価格がもっとのったはずでしょう。それを考えたら、こんなに異常なものはないと思いますよ。それを、いやいや、このままいくというのは、私は県土整備部の中で、もう一回調査委員会を設置して、この問題について調査してもいいぐらいだと思っているんです。そんなに急ぐことはないと思いますよ。

委員長にも私から提案をしたいのだけれども、この問題について、きちんと議会の中で、委員会の中で、まずは調べるべきだと思う。そうしないと、ここでこれを認めるということは、我々の責任にもなりますよ。これ以外にもまだ問題はあるのだけれども、とりあえず今のことについて、私は暫時休憩してもらって委員長に諮ってもらいたい。

(休憩)

内田委員

時間のこともありますし、まだ所管は私以外にも質問したい方たちもいるはずですが、今、議長応接でも話を伺ったのだけれども、私が言わんとしているのは、今までやったことがないような解体工事を、県内で初めて県がかかわりを持ってやる、地上11階地下3階、地下の部分は取り壊さないにしても、とにかくそういう高層の初めてのものをやるということで、スタートしたときに、実際はSRCだったものをRC構造で発注したということ、そういうミスが県のほうにもあったのは間違いないと思うんだけれども、その後、設計図が出てきて、SRCになった部分の3,000万円については上乗せをしていくと。要するに設計変更をするということで、契約変更をするということですよね。ということで、落札率に合わせて約2,400万ぐらいの上乗せをするという話も聞きました。

そこで、事務局のほうから話を聞くと、5億を超えていないから議決案件にはならないということなんだけれども、とにかく今ここで私が質問する中で議したことは、要は、中心街の解体の工事であるから、当然、安全ということを第一にやってもらいたい、そういう意味で低価格で落としたということが心配だった、これも事実だと思うんです。

そういう中で、しっかりとした解体の工事をやってもらいたいということで、今、私が言った上乗せをするということ、それから、もう一つは、今後の解体工事のありように係ってくるのだけれども、今のように、建物を建てる業者が絡まない、解体だけの業者でJVが組めるような状況をぜひ県土整備部の中でつくっていってもらいたい。そういう努力をしてもらいたい。そして、先ほども別室で、それが理想だよねと言ったら、技監もそうだとおっしゃっているのだから、やはりその方向を目指してもらいたい。

ということですけれども、部長のほうから、今の私のこの思いについての答弁 をいただいて、ちょっと長くなりましたけれども、この件については終わろうと 思います。その答弁をいただきたいと思います。

下田県土整備部長

ただいまの御質問でございますけれども、まず、RCからSRCに変わったと いうことが、契約後に判明したということでございますので、これにつきまして は、ルールに従いまして増額変更の対応をとりたいと思っております。

また、安全につきましても、先ほど課長の説明がありましたけれども、私のほ うからも直接契約業者のほうには言いました、中心市街地での解体工事というこ とですので、特に安全については留意してほしいと。また、県としましても、低 入札という案件でもありますので、しっかりと現場の管理監督を行っていきたい。 安全の確保には最大限、最重要課題として取り組んでいきたいと思っております。

また、今後の話でございますが、確かに現在とび・土工ということで解体がメ ーンではないところも入ってくる形でございますが、また、県民会館もいずれ出 てきますので、こういった中心市街地で大規模なものにつきましては、解体を主 にやっている、解体の実績をより重視するような形で、具体的にはどうやったら いいか、検討させていただきますけれども、そういう方向で検討をしていきたい と思います。

内田委員

もう一点だけ。これは要望だから答弁はいいですけれども、多分知っていると 思うんだけれども、あそこは濁川が通っているんです。昔はこの一帯は、甲府城 があったので堀があったんですよ。そういう意味で、地盤は強固ではないはずで、 どちらかというと軟弱な地盤なんですよね。 そういうところに建っているものだ ということも、ぜひ念頭に置いてもらいたい。濁川についても、ある業者に私が 話を伺ったら、濁川の地下の水路の部分もコンクリートが物すごく傷んでいてや ばいですよという話も聞いているんですよね。

そういう意味からも、周辺の状況も加味する中で、安全な工事をぜひ心がけて もらいたいということを要望して終わりたいと思います。

(国庫補助金等不適正支出について)

小越委員

不適正支出の問題に限ってお話をお伺いしたいと思います。

先ほど森林環境部で内田委員のほうからあったのですが、改めて県土整備部関 係のところをお聞きします。

新聞報道で知る限りですけれども、今回の不適正支出について、先ほどは物品 購入や賃金、それから旅費があったのですけど、県土整備部関係はどのようなも のがあったのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 新聞等で報道されておりますが、会検はことしの2月に受けましした。そ れで、その内容につきましては、会計検査院のほうから不開示であるということ で、これについては最高裁の判決や、会計検査院の情報公開・個人情報保護審査 会のほうでも、そういう取り扱いをしているということですので、詳細について はここではまだお示しできない、国会報告を待ってからということになります。

小越委員

森林環境部は物品納入など、若干あったのですけれども、なぜマスコミが知っ ていて議会は知らないのかというのが、私もおかしいなと思うのですけれども、 新聞報道でしか私もわからないので、聞きたいのですけれども、これによると、 本来とは別の業務に当たらせたケースがあったり、職員の名刺の作成や職員の出 張旅費など、直接事業に関係ないものがあったと。それから、物品が納入される 前に、代金を支出し、納品を翌年度に受けたという2つがあると思うのですけれ ども、国の国庫補助金を使って別の事業をしていた、あるいは別のところに振り

かえていたというものと、もう一つ、物品納入の問題で翌年度になったという 2 つだと思うのですが、これは両方とも県土整備部も関係すると思っていいですか。

吉澤県土整備総務課長 その詳細についてはお答えできないのですが、調査があり、それを受けまして、現在、会計課のほうで自主調査をしています。その内容は、会計検査院の調査がありましたので、それに準ずる形で調査をしているということで、需用費や賃金、旅費など、そういったものの調査をしています。

これは昨年から各県が調査をしておりまして、そこで指摘されている内容というのは、預け金であるとか、これは、物品を購入しないけれど、購入したことにしてお金だけ預けて、後日、違う用途に使う。あるいは、一括払いということでまとめて払うとか、差しかえということで違う物品にかえたものであるとか、翌年度に納入されたものや、前年度に納入されたもの、こういった調査をすることになっています。

それで、これは昨年、各県で指摘された内容ですので、本県にそういったものがあるかどうかを、今調査しています。

小越委員

知らぬ、存ぜぬとは言いませんけれども、それが出るまで絶対しゃべらないという方向かもしれませんけれども、新聞に出ている以上、私たち県民は不思議に思うんです。

とりわけ私が不思議に思うのは、補助金で来た分の按分の仕方がいかがなものか、とお考えなんですよね。県単の事業で出張して、そのついでに国補も行ったらいいのではないか、そのほうがお金が、というのであれば、それは按分すればいい話だと思うんです。

もう一つは物品購入なんですけれども、翌年度になってからしか来なかったとか、発注と納品がずれたと言うのですが、それはどういうことでしょうか。ちょっと説明いただきたいです。

吉澤県土整備総務課長 物品購入でその翌年に納入されたというのは、本来であれば年度末に納入されるべきものが、翌年の4月以降にずれ込んで納入されたと。だけど、支払いのほうは前年度の予算で支払ったということです。

県の予算には出納整理期間というものがありまして、支払いそのものは4月あるいは5月、本庁でいえば5月まで支払いが可能です。ただ、納品そのものは前年度に納入されていることが前提です。ですから、業者が納めてこなかったということがあれば、3月までに納められなかったということもケースとしてはあり得るということです。あと、前年度に納入されたものを翌年度の予算で支払ったということも、その中で調査すると言われた部分ですね。

内容とすれば以上の内容です。

小越委員

普通、どこの会社でも領収書と納品書があると思うのですが、納品書と領収書 は両方あるのですか。

吉澤県土整備総務課長 これは両方ございます。

小越委員

ということは、日付を見れば、そこでわかるのではないですか。3月、5月とか、2月とか6月とかということで、そこを突合させていくわけですよね、領収書と納品書を。そこはどうなっているのですか。では、そもそも、そこの日付を変えたということですか。

吉澤県土整備総務課長 そこを変えたというよりは、業者のほうが配慮して、そこを空欄で持って くるというケースです。

小越委員

空欄で持ってきてもらって、本来2と書くところを4と書いたり、3のところを5と書く、それは文書偽造じゃありませんか。違いますか。

吉澤県土整備総務課長 そこへ記入するということはありません。私どもが記入するということは ありません。

小越委員

そこがわからないです。納品書と領収書があるのだったら、そこを突合させればわかるはずですよね。私たちのところに来るのは決算書です。決算書には領収書はつきません。私たちは、この数字をその積算のところまでさかのぼらずに、出された決算書で、この事業に対していいかどうかということをやっているので、その数字そのものは信じて疑わないわけです。だけど、その前の段階で操作があったということになりますと、決算書そのものも違うということですか。

広瀬県土整備部次長 細かい点につきましては、ここの場で逐一御説明を申し上げることが今の段階ではできません。先ほどから申し上げているとおり、会計検査院からそのような指示が来ております。

今、なぜ県が全庁調査をやっているかといいますと、それは、会計検査院の対象とした年度が19年度までだったので、20年度についてはどうであったかということを自主調査しています。また、県土整備部におきましても、会計検査院が入らなかった所属もございますので、そこについても、今自主調査をしておりますが、どのような調査をしているかということは、2月に受けた会計検査院の調査の中身に準拠しております。今、小越委員から細かく御指摘をいただいているような部分について、逐一御説明ができる状況にはありません。それはぜひ御理解をいただいて、会計検査院が11月の国会報告で示すものが、指摘事項であって、今現在、指摘事項というのをいただいているわけではございません。そこは11月と言われておりますので、それを待っていただきたいと思います。

あわせて、我々が行っている全庁調査も、会計検査院の調査に合わせて発表させていただきます。その時点でいろいろ疑義がございましたら、また、それらについては事実をありのままに御説明させていただきたいと思います。

小越委員

最後に、そこのところは県土整備部だけではなくて全庁的な話で、森林環境部も農政部もかかわってくると思うのですけど、私は物品納入のところがどうしてもわからないです。3月で締めて、会計年度を5月で締めますと、2カ月のタイムラグがある。それがために二月あるわけですよね。3月の時点で幾ら払う、そこでぴたっと切るのではなく、3月に発生しても5月までに払う、そこがあるわけだから、物品納入で2カ月もずれるわけがないと思います。

さっきの日付がない領収書を出してもらうというのは、それは業者に書いてもらうからといって、こちらの、担当者がこう書いてくれと言えばそう書くかもしれませんけれども、文書の偽造と言っていいかどうかわかりませんけれども、それはちょっと不適正というよりも、不正になってしまう可能性があると思うんです。

それはこの県土整備部だけではなく、もしかしたしたら全庁的にそういう日付のない領収書や納付書があったと、これは大きな問題だと私は思います。これは県土整備部だけではないので、1 1月の結果を待ちますけど、県土整備部は多分、金額的にも国補の補助事業が多いところだと思っています。

今後の県土整備部としてどう改善しようと思っているのか、最後にお聞きしたいと思います。

広瀬県土整備部次長 先ほど申し上げましたとおり、時期については会計検査院の報告を待った時点で、それに合わせて、今、全庁調査をしておりますから、同時に発表といいますか、事実を御説明できると思います。その時点で、当部におきましても、適切な事務処理等がなされていないということがもしあれば、それは当然、そういうことを検討をしなければなりません。

ちょっと余分な話かもしれませんけれども、山梨県におきましては、約10年前に大きな血を流しました。私どもはそれが重々身にしみておりますので、山梨県においてそういうことは二度とないはずだと思って日々仕事をしてきておりますけれども、やはり平成9年以降、新しく入ってきた方々にしっかりした事務処理を伝えていくというのも、我々の世代の役目であると考えておりますので、結果が出た時点でまたしっかりした対策を御報告させていただきたいと思います。

内田委員

午前中、森林環境のほうで聞いたのだけれども、去年の10月に別の12道府県で会計検査院が任意に選んで調査をしているんですよ。そのときに知事がコメントを出しているんです。これは新聞に載っているから間違いないんだけれども、各部局によく点検するように指示したいと、もし適当でなかったことがあれば返還手続をとらなければならないということを、知事が去年の10月に言っているんです。

午前中の森林環境部長はそういう指示があったと。あったけれども、それをやらなかったんですよ。もしそのときに、去年の10月にやっていれば、会計検査院が指摘する前に、自分の組織の中で自浄作用で見つけることができたかもしれないけど、それはやらなかったということでしょう。まず、指示があったかどうか。これは多分あったと思う。だけど、組織の中ではそれはやらなかったでしょう、去年の10月からここに至るまで。

吉澤県土整備総務課長 他県のそういう事例が発覚したということで、私ども県土整備部においては自己点検をしました。それで、そういうケースがあるのかどうかと。当時指摘されていたのは、預け金であるとか一括払いであるとか、本当に不法と思われるようなケースが各県で見つかっているという話がありましたので調査しましたが、そういうものは出てきませんでした。ただ、会計検査院の中で、補助目的以外の使用があるのかどうかということで、自己点検していったらそういうケースも出てきたということで、それについては20年度のうちから改めたと。その後、実は会計検査院が2月に入るということがわかりまして、国補事業についてはその検査を待って対応しようということで、それ以上、細かい調査等はしなかったというのが事実です。

内田委員

午前中も同じことを言ったから申しわけないのだけれども、でも、埼玉県は、そのときに自分の中で組織をつくって調査したんですよ。そしたら、目的外支出みたいなものが出てきたと。預けとかということではないんですよ。山梨県から出てきたようなものが出てきたといって、そこで返還をしているんです。過去5年間に約3,900万円、これの返還手続をとっているんですよ。違うじゃないですか。そう思いませんか。あなた方はいつも他県がと言うけど、他県が進んで何かやったということについてはどう思うのですか。

広瀬県土整備部次長 10月21日に他県で出たときの知事の会見の記録が、今手元にございます けれども、要するに不正支出と不適正支出というのを知事も使い分けていまして、 知事も、本県の場合には預けというような不正経理はないと思っておりますと。 ただ、アルバイト賃金や出張旅費というものが補助事業の対象になるか、ならな いかといった会計検査院との間の解釈の違いという問題は、本県においてもある かもしれないと。したがって、不正支出はないと思っておりますから、それにつ いて調査をするつもりはありませんが、会計処理について各部局によく点検をす るように、これは不適正支出のほうの話です。そういう発言を記者会見でしてお ります。

> それを受けて、埼玉県と本県との違いでございますけれども、会計検査院が2 月に来ることが情報としてわかっていたこともありまして、会計検査院がどの視 点で検査をしてくるかと。要するに、私どもはある補助事業の事務費の補助対象 であろうと思っていた部分を、会計検査院がそれを補助対象ではないと。その基 準で、会計検査院が入ることがわかっておりましたので、それを受けて、その視 点で全部をもう一回やろうという考えはありました。いわゆる不正支出というも のはないと知事も認識をしております。

内田委員

埼玉が出してきたのは不正支出だけではなくて、不適正支出も出したんです。 うちはそれはやってないじゃないですか。不正についてはないということを言っ て、今回出てきたのは不適切、不適正なんです。適正じゃないということ。だけ ど、埼玉はそれも出したんです。そこが違うのではないかと言っているんです。 よく他県がやってないからと言うけど、やった例を出すと、そういうのはずるい なと思うんですよ。

広瀬県土整備部次長 済みません、言葉足らずといいますか。

不正支出と不適正支出を分けた上で、不適正支出についてどうだということは、 20年度について内部的な指示はしてあります。それはしてありますが、まとめ てこうでしたと言うについては、会計検査院が入って、不適正支出が出ますから、 それとあわせてどうだったか、ということが必要だと考えました。そういうこと です。

内田委員

私が言っているのは、内部で去年の10月にそういうことをやったのであれば、 一般の県民にその結果がどうだったということを知らせるべきではないか、とい うこと。そういうことをやらないからなんですよ。埼玉は出てきたからやる。な かったら、なかったということを出したらいいじゃないですか。点検の結果は何 も出してないじゃないですか。何か言いましたか、点検した結果を。点検したら、 その結果を言うべきではないですか。

広瀬県土整備部次長 その時点での点検の報告はいたしておりません。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県内調査は10月1 5日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

・ 9月2日から9月4日に実施した県外調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以 上 土木森林環境委員長 渡辺 英機